

三重県水産業・漁村振興指針(仮称)の概要(案)

～希望ある水産業・漁村の構築に向けた将来ビジョン(仮称)～

第1章 指針策定の考え方

I 策定の趣旨

本県において安全で安心な水産物が安定的に供給され、水産業・漁村のもつ多面的機能が十分に発揮されていくためには、将来に希望もてる三重県水産業・漁村の姿を明確にし、県、市町、流通業者、漁協及び漁業者など関係者全てがそれを共有し、連携して施策を推進する必要があります。このため、「三重県水産業・漁村振興指針(仮称)」を策定するものです。

II 性格と役割

本指針は、2020(平成32)年度を目標に、概ね10年先の三重県水産業・漁村のめざす姿を明確にし、県、市町、関係団体等が共有・連携して取り組む基本施策の展開方向を明らかにするものであるとともに、漁業者や関係機関をはじめ、県民など様々な方々が、三重県の水産業・漁村が果たす役割とその重要性に対する理解を深め、多様な主体が連携して希望ある三重県漁業・漁村を実現していくためのガイドラインとなることをめざしています。

第2章 三重県水産業・漁村の役割と現状

I 水産業・漁村が果たす役割

水産業・漁村は自然との共生をふまえ、安全で安心な水産物を安定的に提供するとともに、県民の共有財産である海や川が持つ様々な多面的機能の発揮に重要な役割を果たしています

安全で安心な水産物の安定的な提供

自然との共生

多面的機能の発揮

II 水産業・漁村の現状と課題

- 1 地域ごとの水産業・漁村の実態
- 2 水産資源・漁業生産の減少
- 3 漁業経営体の高齢化と急速な減少
- 4 漁協系統組織における経営状況の悪化
- 5 流通の多様化と魚価の低迷
- 6 水産物消費の低迷と若い世代を中心とした魚離れ
- 7 過疎化・高齢化による漁村の疲弊
- 8 漁場環境の悪化
- 9 多面的機能の低下

第3章 三重県水産業・漁村のめざす姿

県民が期待する水産物を安定的に供給できる希望ある水産業・漁村の実現

水産業・漁村の10年後の具体的な姿

- ① 漁業(従事)者の生活が安定し、後継者に責任を持って引き継げる水産業の実現
- ② 様々な世代の人々が生き生きと働き、住み続けたい・訪れてみたいと思う豊かな漁村の確立
- ③ 自然の保全を進め、豊かな水産資源を確保する水産業・漁村の展開

第4章 施策の基本的な展開方向

I 水産業・漁村の振興に向けた方向

県民が期待する希望ある水産業・漁村の実現をはかるためには、安全で安心な水産物の安定的な提供や多面的機能の発揮など水産業・漁村が生み出す価値を県民へ持続的に提供できるように三重県の水産業・漁村を振興していく必要があります。

II 施策の展開方向

1. 水産業・漁村のマネジメント体制の確立

① 地域水産業・漁村振興計画(仮称)の策定・実行

② 漁協の指導力・実行力の強化(県1漁協の構築)

目標項目
地域水産業・漁村振興計画(仮称)策定数
2010年度【現状】
0
2020年度【目標】
検討中

2. 高い付加価値を生み出す水産業の確立

- ① 自主的な資源管理の展開による持続可能な水産業の確立
- ② 消費者のニーズを満足させる養殖業の展開
- ③ 経営力がある漁業経営体の確保・育成と新規就業・新規参入の促進
- ④ 6次産業化等による付加価値向上
- ⑤ 販売力強化と流通の効率化・高度化
- ⑥ 持続的な生産を支える水産基盤の整備
- ⑦ 魚食・食育の推進
- ⑧ 密漁等の違反防止策の推進

目標項目	2010年度【現状】	2020年度【目標】
沿岸沖合漁業および海面養殖業の生産量	165千トン	検討中

3. 地域資源を生かした漁村の活力向上

- ① 地域資源を活用したビジネスの展開と地域課題を解決するビジネスの創出
- ② 多様な主体による多面的機能の発揮
- ③ 安全で快適な漁村生活のための環境の整備
- ④ 都市との交流等の促進
- ⑤ 水産物と消費者をつなぐ地域内流通の仕組みづくりと県民理解の促進

目標項目	2010年度【現状】	2020年度【目標】
漁村交流施設の利用者数	736,759人	検討中

4. 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築

- ① 環境に優しい漁業や養殖業などの推進
- ② 干潟・藻場・浅場の再生・保全の推進
- ③ 内水面域の振興と河川環境の保全
- ④ 海難救助、国土保全などの社会貢献の推進

目標項目	2010年度【現状】	2020年度【目標】
沿岸の浅海域再生面積	31.7ha	検討中

第5章 推進体制

本指針の推進にあたっては、県、市町、漁連等の関係団体等による適切な役割分担のもと、連携・協働を基本姿勢としてその実現に取り組んでいきます。

三重県水産業・漁村振興指針（中間案）

平成23年3月
農水商工部

目 次

第 1 章 指針策定の考え方

- I 策定の趣旨
- II 性格と役割

第 2 章 三重県水産業・漁村の役割と現状

- I 水産業・漁村が果たす役割
- II 水産業・漁村の現状と課題
 - 1 地域ごとの水産業・漁村の実態
 - 2 水産資源・漁業生産の減少
 - 3 漁業経営体の高齢化と急速な減少
 - 4 漁協系統組織における経営状況の悪化
 - 5 流通の多様化と魚価の低迷
 - 6 水産物消費の低迷と若い世代を中心とした魚離れ
 - 7 過疎化・高齢化による漁村の疲弊
 - 8 漁場環境の悪化
 - 9 多面的機能の低下

第 3 章 三重県水産業・漁村のめざす姿

第 4 章 施策の基本的な展開方向

- I 水産業・漁村の振興に向けた方向
- II 施策の展開方向
 - 1 水産業・漁村のマネジメント体制の確立
 - 2 高い付加価値を生み出す水産業の確立
 - 3 地域資源を生かした漁村の活力向上
 - 4 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築

第 5 章 推進体制

第 1 章 指針策定の考え方

I 策定の趣旨

本県は、1,088Km に及ぶ海岸線を有し、大小の河川が注ぎ遠浅の砂浜が広がる伊勢湾地域や湾内の海水と外洋水が複雑に混合する伊勢湾口部、リアス式海岸による天然礁に恵まれる鳥羽・志摩地域、黒潮の影響を強く受ける熊野灘地域など、変化に富んだ海域・地勢のもとで、それぞれの特徴を生かした多様な水産業が営まれており、全国でも有数の水産県として知られています。

しかしながら、近年、水産資源の多くが減少傾向にあり漁業者の減少や高齢化が進んでくるなど、「安全で安心な水産物を安定的に供給する」という水産業・漁村の本来的機能の低下が懸念されています。さらに、水産業・漁村の有する豊かな自然環境の形成、海・川の安全・安心ややすらぎ空間の提供など、様々な機能（多面的機能）の低下も懸念されています。

また、世界的な水産物需要の増加、マグロ類をはじめとする海洋生物資源の保存・管理や国際規制の強化、海水温の上昇などの地球環境の変動による水産資源への影響など、水産業をとりまく情勢は厳しくなっており、その対応が国際的にも重要な課題となっています。

このような情勢の中、本県において安全で安心な水産物が安定的に供給され、水産業・漁村のもつ多面的機能が十分に発揮されていくためには、将来に希望もてる三重県水産業・漁村の姿を明確にし、県、市町、流通業者、漁協及び漁業者など関係者全てがそれを共有し、連携して取り組んでいく必要があります。このため、「三重県水産業・漁村振興指針（仮称）」を策定するものです。

II 性格と役割

この指針は、2020（平成 32）年度を目標に、概ね 10 年先の三重県水産業・漁村のめざす姿を明確にし、県、市町、関係団体等が共有・連携して取り組む基本施策の展開方向を明らかにするとともに、県民の皆様をはじめ、漁業者や関係機関など様々な方々が、三重県の水産業・漁村が果たす役割とその重要性への理解を深めるなかで、多様な主体が連携して希望ある三重県水産業・漁村を実現していくためのガイドラインとなるものです。

県は、この指針を基本として、市町、関係団体及び漁業関係者等との連携をはかりながら、社会情勢の変化や地域の実情に即して、水産業・漁村の振興に関する諸施策を推進するとともに、国に対しては、積極的に政策提案を行っていくこととしています。

また、この指針において、明らかにした基本施策を着実に実行していくため、具体的な取組を示した「三重県水産業・漁村活性化計画（仮称）」を策定することとします。

第2章 三重県水産業・漁村の役割と現状

I 水産業・漁村が果たす役割

海洋国である日本は、古来より水産業が盛んで、水産物は、国民への動物性タンパク質供給の約4割を占め、栄養バランスの優れた「日本型食生活」の中心として、米とともに日本人の食生活を支えてきました。さらに飼肥料や魚油、医薬用品や健康食品（DHA等）、工芸材料（サメの皮等）など様々な素材を提供し、日本人の生活と深く関わってきました。

本県は、伊勢湾、熊野灘等の好漁場を抱え、古くから水産業・漁村が発展してきており、全国有数の水産県として、多種多様な水産物を供給してきました。

また、水産業・漁村は食料等を供給する機能のみならず、

- ①豊かな自然環境の形成
- ②海・川の安全・安心の提供
- ③やすらぎ空間の提供

といった機能（多面的機能）も有しています。

水産業・漁村は、自然と共生することによって成立し、沿岸域や湖沼域、河川域の環境保全にも大きく貢献しています。生活排水等に含まれる有機物は、河川、湖沼そして海に流下しながら、さらに干潟や藻場等において、バクテリア等により窒素、リン等の栄養塩に分解されます。これら栄養塩により育った海藻や植物プランクトンを餌として魚介類が成

動物性タンパク質の供給量（1人1日当たり）

	動物性たんぱく質の供給量	比率
肉類	14.3g/人・日	32.5%
鶏卵	5.7	13.0%
牛乳及び乳製品	7.6	17.3%
魚介類	16.4	37.3%
合計	44.0	100.0%

（資料：平成20年度食料需給表 農林水産省）

水産業・漁村の多面的機能

豊かな自然環境の形成	①藻場・干潟・サンゴ礁の保全 ②沿岸域の環境美化・保全 ③河川・湖沼の生態系保全 ④漁業活動による環境保全
海・川の安全・安心の提供	①水難救助 ②災害救援活動 ③水域環境監視 ④国境の監視
やすらぎ空間の提供	①都市の人々との交流 ②伝統文化の創造と継承

（水産庁ホームページ「水産業・漁村の多面的機能」より作成）



（水産資源室作成）

長し、最終的には水産業を通じて、魚介類に取り込まれた窒素、リンが陸上に回収されるといった水域と陸域の栄養塩循環が形成されています。

また、三重県では古来より津々浦々に漁村が発達し、水産業はそれぞれの地域文化の根幹を成すものとして人々の暮らしを支えてきました。特に県南部地域においては、地域産業として重要な位置にあり、水産加工業、流通業あるいは観光業などの幅広い産業が、水産業と密接に関連し、地域経済を基幹産業として支えています。

II 水産業・漁村の現状と課題

1 地域ごとの水産業・漁村の実態

本県では、沿岸から遠洋まで多岐にわたった水産業が営まれています。沿岸地域は、その特徴から大きく3地域に区分され、各地域では、それぞれの特徴を生かした様々な水産業が営まれています。

また、河川等では、アユやアマゴ等を対象に内水面漁業が営まれるとともに、遊漁による採捕が行われています。

水産業・漁村の振興をはかるためには、それぞれの地域の特性に応じた施策を展開することが重要です。

(1) 伊勢湾地域（木曾岬町～伊勢市）

伊勢湾地域では、イカナゴ、イワシ類等の回遊魚やマアナゴ、カレイ類、ヨシエビ、シャコ、アサリ及びハマグリなど定着性の魚介類を対象に、船びき網、底びき網、採貝漁業等が営まれるとともに、木曾三川等からの栄養供給を生かした黒ノリ養殖業の主要漁場となっています。

また、当地域は都市圏に近接しており、遠浅の海岸が多いことから、海水浴や潮干狩り等の海洋性レクリエーションにも利用されています。

しかし、近年、漁場環境が悪化するとともに、主要な漁獲物であるアサリ等の資源量が激減しており、黒ノリ養殖業においても生産量が減少しています。

このようななか、藻場・干潟の造成等による漁場環境の再生・保全や適切な資源管理により水産資源の持続的な利用をはかっていく必要があります。また、近年、当地域では、地域資源を活用した直販所の運営や、養殖用餌料として出荷されているカタクチイワシを利用した新たな加工食品の開発、あるいは地元産のハマグリを利用した郷土料理の提供など、都市に近いという地の利を生かした販売力の強化等に取り組まれるなど、水産物の消費拡大に向けた新たな展開も重要となっています。

(2) 鳥羽・志摩地域（鳥羽市、志摩市）

鳥羽・志摩地域のうち伊勢湾口域では、伊勢湾からの内湾系水と外洋水が混合し、好漁場が形成され、一本釣、刺し網、延縄漁業等により、マダイ、ヒラメ、トラフグ漁などが行われています。また、沖合域では、まき網漁業等によりアジ、サバ漁などが行われています。沿岸の岩礁地帯では、海女漁業や刺し網漁業等によりアワビ、イセエビ漁などが行われていますが、磯焼けの影響等により、近年、アワビ等の漁獲量が減少しており、藻場の造成等による漁場環境の改善や種苗放流等による資源回復をはかっていく必要があります。

的矢湾及び英虞湾では、真珠養殖業や青ノリ養殖業等が営まれています。当地域の基幹産業である真珠養殖業は、有害赤潮の発生やアコヤガイの感染症による大量へい死等

三重県の沿岸地域

①伊勢湾地域

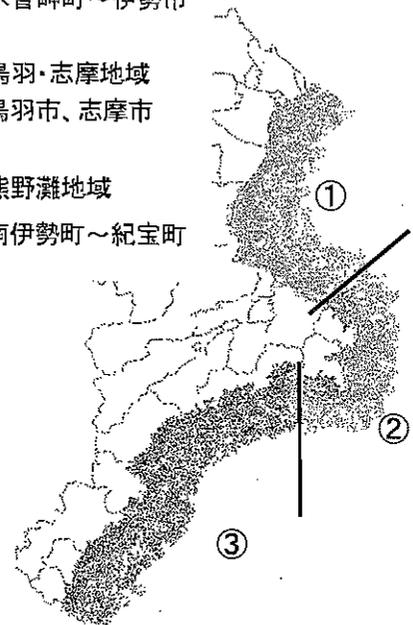
木曾岬町～伊勢市

②鳥羽・志摩地域

鳥羽市、志摩市

③熊野灘地域

南伊勢町～紀宝町



により生産量が減少するとともに、不況による価格の低下が追い打ちをかけ、経営状況の悪化による廃業が後を絶たず、養殖業者は減少の一途をたどっており、真珠養殖業の再生は当地域の重要な課題となっています。

また、当地域の水産業は、地域産業として重要な位置にあるものの、近年、漁業経営の悪化により漁業者が減少するなど、漁村活力の低下が懸念されています。当地域は伊勢志摩国立公園として、観光客が多数訪れる地域であることから、獲れたての魚介類を提供する漁協直営レストランや観光業と連携した体験漁業の取組等がはじめられており、こうした漁業資源を活用したビジネス展開をさらに拡大していく必要があります。

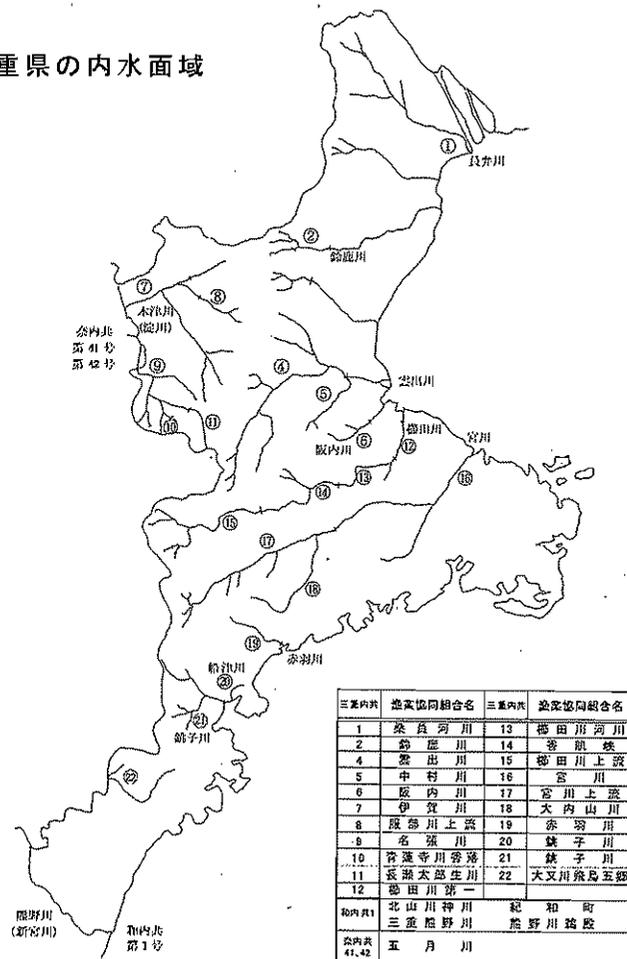
(3) 熊野灘地域（南伊勢町～紀宝町）

熊野灘地域は、黒潮系水の影響を受け、カツオ、アジ、サバ、イワシ、サンマ、ブリ等の回遊魚を対象とした一本釣、ひき縄、棒受網、定置、まき網漁業等が営まれています。また、カツオやマグロを対象とする遠洋漁業・近海漁業が盛んな地域であり、本県のカツオ漁獲量は全国1位となっています。しかし、近年の燃油、漁業資材の高騰や魚価の低迷等により漁業経営が悪化しており、省エネルギー型漁業の促進等による収益性の向上が急務となっています。

沿岸域では魚類養殖業が盛んで、本県のマダイ等の魚類養殖業の中心地であり、新たに、クロマグロ養殖業も取り組まれています。しかし、近年、漁場環境の悪化や価格の低迷により、養殖業の経営は大変厳しい状況にあることから、新たな養殖魚種の研究開発を進めるとともに、漁場環境の改善や付加価値向上の促進等に取り組んでいく必要があります。

また、当地域でも、漁業者が減少し、漁村活力の低下が進みつつあります。その一方で、マダイ養殖魚を利用した新商品の開発やインターネットを利用した販売促進、さらに、より鮮度を重視した出荷対策等の6次産業化に向けた取組がはじめられており、こうした取組を核に、海洋深層水や熊野古道等の地域のあらゆる資源を利用して、水産業におけるブランド化を促進し、高速道路の整備などあわせて地域の活性化に結びつけていくことが重要となっています。

三重県の内水面域



三重内河川	漁業協同組合名	三重内河川	漁業協同組合名
1	桑名河川	13	柳田河川
2	鈴鹿川	14	等願橋
4	雲出川	15	柳田川上段
5	中村川	16	宮川
6	飯内川	17	宮川上段
7	伊賀川	18	大内山川
8	履掛川上段	19	赤羽川
9	名張川	20	鏡子川
10	菩提寺川	21	鏡子川
11	長瀬太助生川	22	大内川築良五郎
12	柳田川第一		
和歌山内河川	北山川	和歌山内河川	紀和川
徳島内河川	三重川	徳島内河川	熊野川
奈良内河川	五月川		

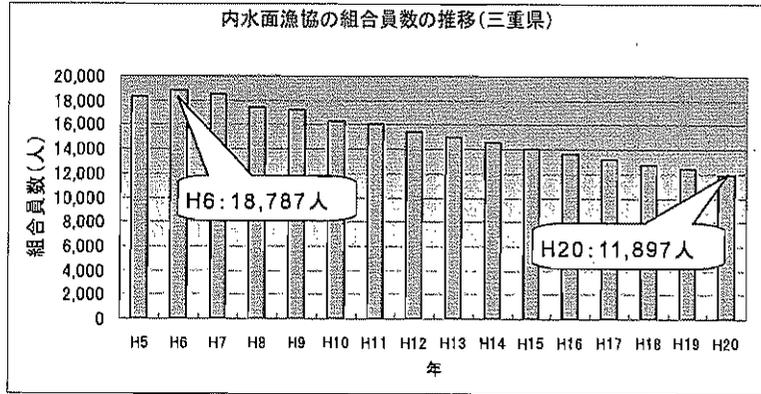
(4) 内水面域

本県では、17 河川（11 水系）において漁業権（第5種共同漁業

権)が設定され、内水面漁業協同組合の管理のもと、組合員や遊漁者が、友釣りや刺し網などにより、アユやアマゴ(アメゴ)等を採捕しています。

内水面漁協は、種苗の放流など水産資源の増殖や環境の保全等に重要な役割を果たしていますが、アユ等の漁獲量の減少により、近年、漁協組合員や遊漁者が減少し、その運営は極めて厳しい状況にあります。

このため、内水面漁協が担う継続的なアユ等の増殖や河川環境の保全等を促進するとともに、遊漁を観光資源として生かし、地域の活性化を促進する必要があります。



(水産経営室調べ)

2 水産資源・漁業生産の減少

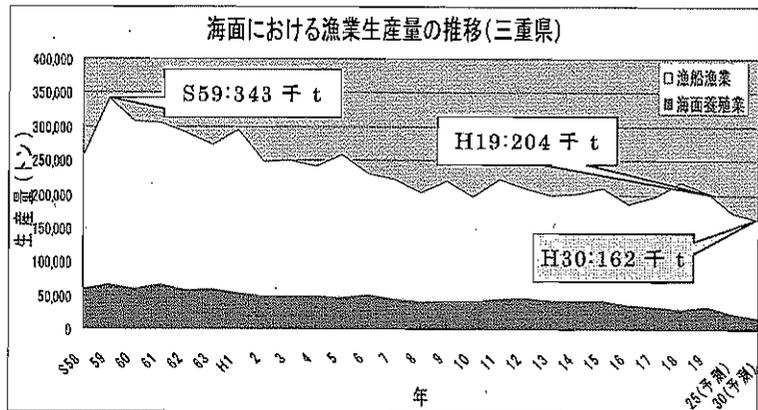
本県の海面における漁業生産量及び生産額は、昭和 59 年をピークに減少し、平成 19 年には生産量 20 万 4 千トン、生産金額 560 億円に落ち込んでいます。さらに、この傾向が続いた場合、平成 30 年には生産量は 16 万 2 千トン、生産金額は 368 億円に減少することが予測されます。

この傾向は、漁船漁業、海面養殖業を個々に見ても同様となっています。

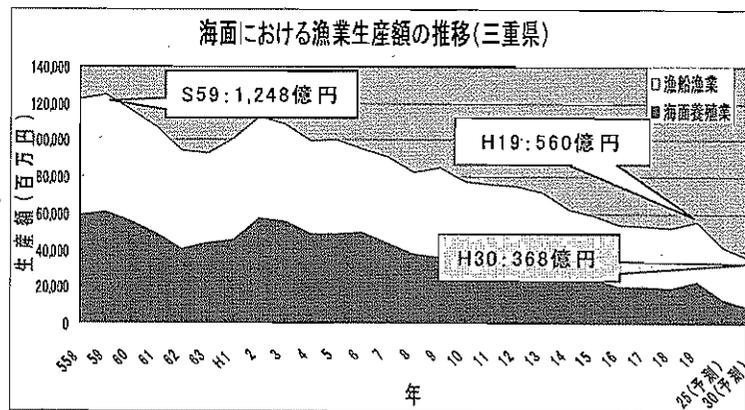
漁船漁業の低迷については、広域回遊魚の資源動向など様々な要因が考えられますが、特に沿岸漁業については、漁場環境の悪化とともに、資源の回復力を上回る漁獲等が主な要因と考えられます。

漁船漁業による漁獲量を回復し、水産物を安定的に供給していくためには、漁場環境の改善を推進するとともに、再生産が可能となるよう水産資源を適切に管理し、持続的に利用していくことが不可欠です。このため、漁業者の自主的な資源管理を促進するとともに、漁獲可能量制度（TAC）の的確な運用や資源管理型漁業を推進する必要があります。また、種苗放流や漁場整備による積極的な資源の増殖をはかることも重要となっています。

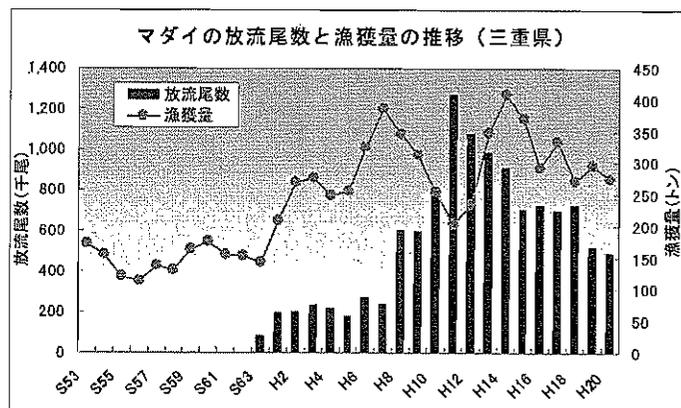
一方、養殖業については、漁場環境の悪化やコスト高などによる経営の悪化が、生産量や生産者の減少の要因と考えられます。



(資料：三重農林水産統計年報 東海農政局
※ 予測値は水産資源室にて試算)



(資料：三重農林水産統計年報 東海農政局
※ 予測値は水産資源室にて試算)



(資料：水産資源室調べ)

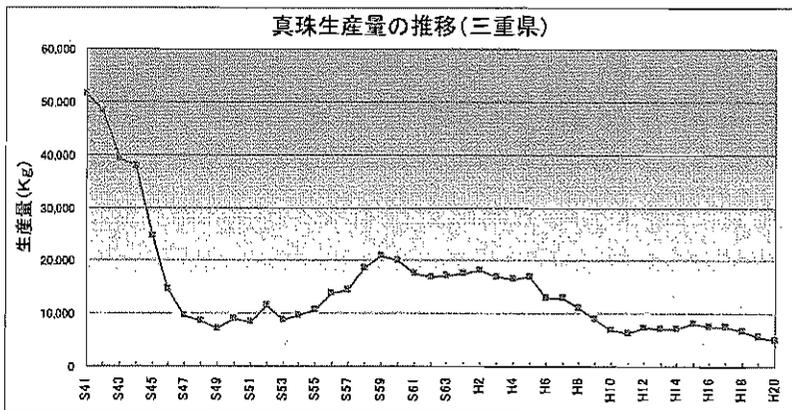
このため、持続的な養殖生産を実現していくために、漁場環境に配慮した養殖手法やコスト削減のための技術開発を行うとともに、新たな養殖魚種の開発や生産者の6次産業化に向けた取組などを進める必要があります。

また、本県の養殖業の大きな柱である真珠養殖業は、昭和41年にピークとなる51トンの生産をあげていましたが、近年は5トン程度と、最盛期のおよそ10分の1となっています。また、経営体数も、昭和41年には3千を超えていましたが、平成18年では4分の1以下の700経営体に減少しています。

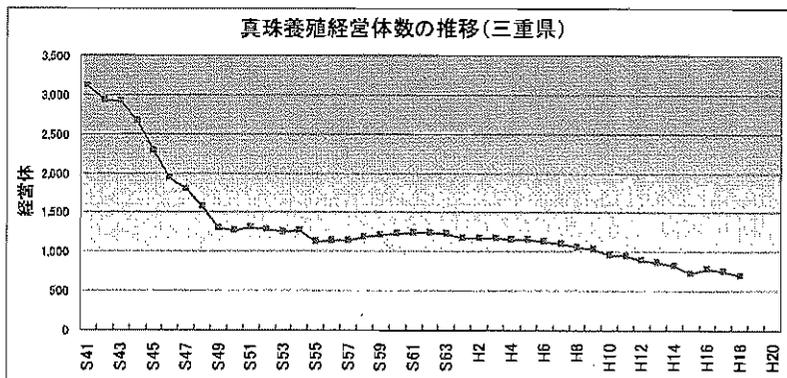
真珠養殖業は、主に志摩地域の基幹産業であり、また、真珠養殖発祥の地である英虞湾を中心とした浦々に真珠筏が浮かぶ風景は、当地域の重要な観光資源にもなっていることから、漁場環境の改善、優良な種苗の供給等の取組を進め、早急に真珠養殖業の再生をはかる必要があります。

内水面漁業においては、河川環境の悪化、冷水病等の発生、さらには、ブラックバス、ブルーギルなどの外来魚やカワウ等の鳥類による漁業被害等の影響により、アユ等の漁獲量が激減し、これに伴って遊漁者が減少しています。

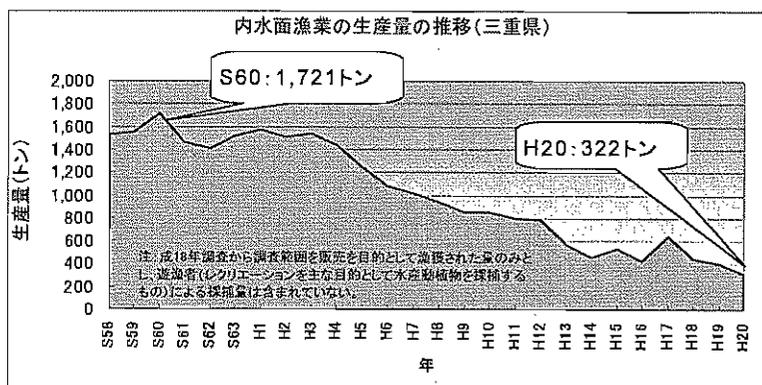
河川等における遊漁等のレクリエーションの場を提供していくため、生息環境・生物多様性の保全や資源の増殖を促進する必要があります。



(資料：三重農林水産統計年報 東海農政局)



(資料：三重農林水産統計年報 東海農政局)

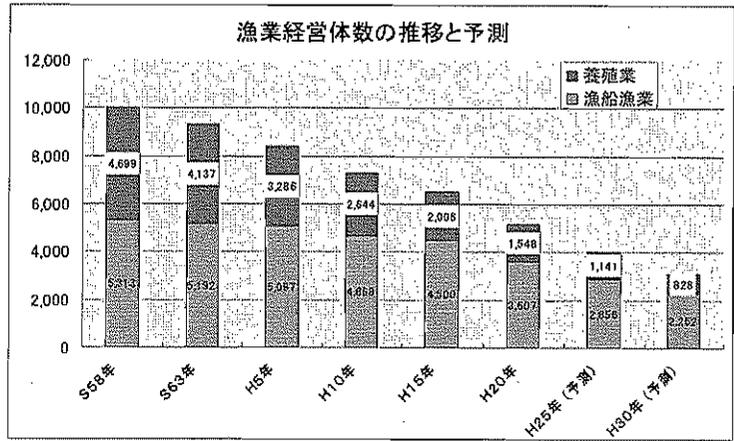


(資料：三重農林水産統計年報 東海農政局)

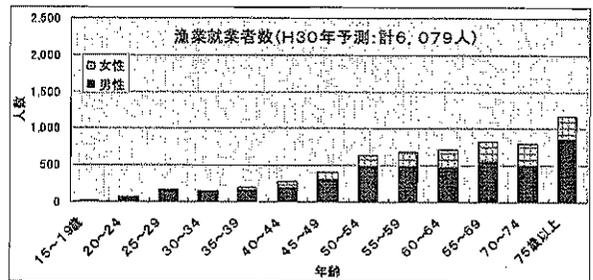
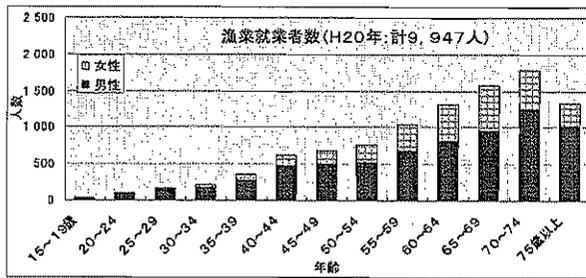
3 漁業経営体の高齢化と急速な減少

本県の海面の漁業経営体数及び漁業就業者数は、ともに減少の一途をたどっており、平成20年には5,155経営体、9,947人となっています。また、新規就業者も年間20名程度であることから、このまま推移すると、平成30年には漁業経営体数は3,000経営体程度に、就業者数は6,000人程度に減少することが予測されます。

また、県内の漁業就業者の高齢化率(65歳以上の占める割合)は、47.1%と、全国平均の23.1%(平成22年総務省)を大きく上回っています。

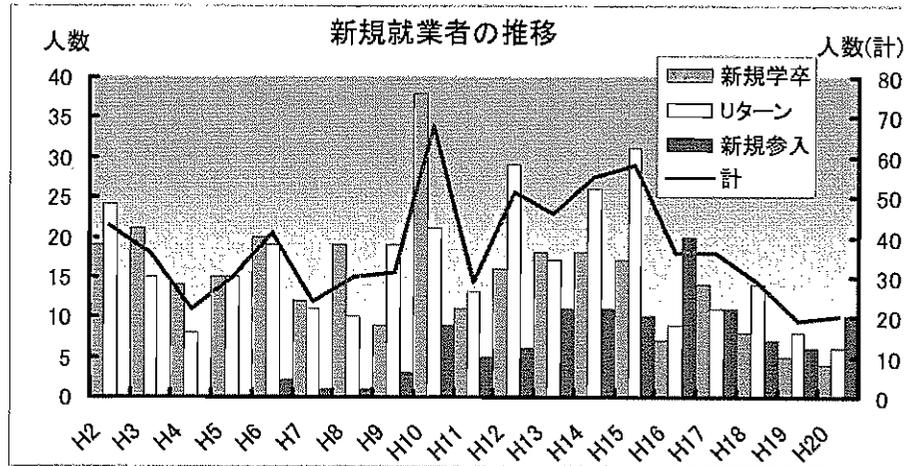


(資料：2008年漁業センサス ※ 予測値は水産資源室にて試算)



(資料：2008年漁業センサス ※ 予測値は水産資源室にて試算)

これらの背景として、極めて厳しい漁業の経営実態があり、主として漁船漁業を営む個人経営体の漁労所得の全国平均は、225万円(平成21年農林水産省)に留まり、勤労者世帯の実収入534万円(平成20年総務省統計局)の42%と非常に低い状況です。



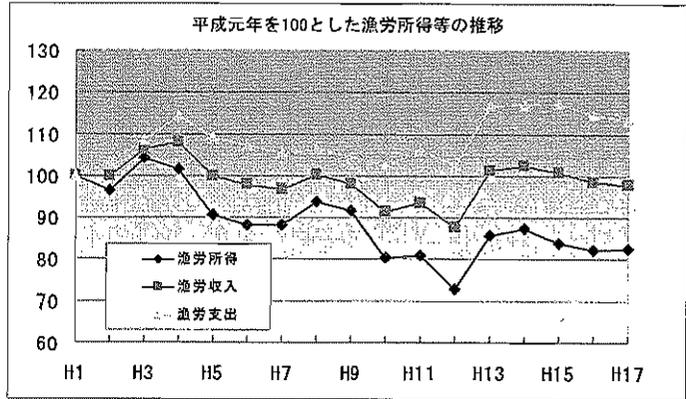
(資料：水産経営室調べ)

また、漁業による収入が伸び悩む一方で、燃油や餌料価格の高騰によりコストは増加傾向にあることから、今後さらに漁労所得の減少が見込まれるなど、漁家経営がきわめて厳しい局面を迎えることが予測されます。

個人経営体（漁船漁業）の経営収支
（全国1経営体当たり平均）

区 分	金 額	構成割合
	千円	%
漁労所得	2 252	-
漁労収入	8 776	-
漁労支出	6 524	100.0
うち 雇用労賃	1 349	20.7
油費	1 115	17.1
減価償却費	861	13.2
漁労外事業所得	113	-
事業所得	2 365	-

注：集計数は、306経営体である。



（資料：漁業経営調査報告（農林水産省）より作成）

（出典：平成 21 年（度）漁業経営調査 農林水産省）

このため、6次産業化などを促進することにより、漁労所得の向上をはかり、厳しい環境の中でも、持続的に漁業を担い得る経営力のある漁業経営体を確保・育成していくとともに、新規就業・新規参入を促進していくことが必要となっています。

4 漁協系統組織における経営状況の悪化

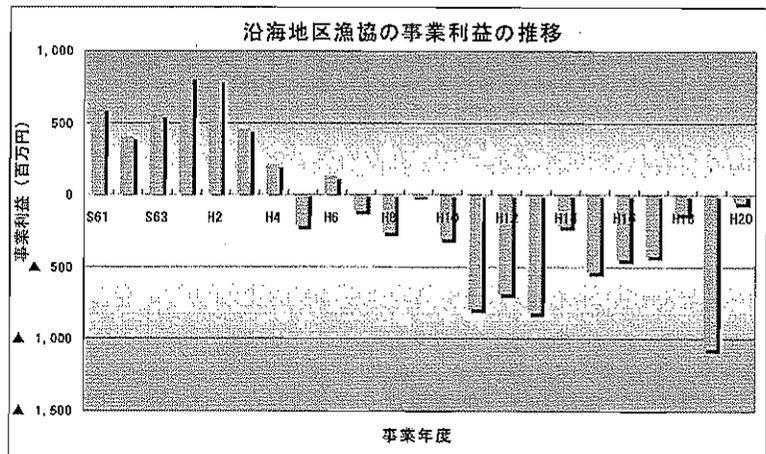
漁業協同組合は、漁業者の協同組織として、各種事業を通じて水産業の振興及び漁村の活性化等の広範な役割を果たしています。

しかし、近年、漁獲量の減少等によって漁業経営が厳しくなるのに伴い、漁協の経営も悪化し、多くの漁協が、地域における漁業振興や活性化の中核としての役割を十分に果たしえない状況にあります。

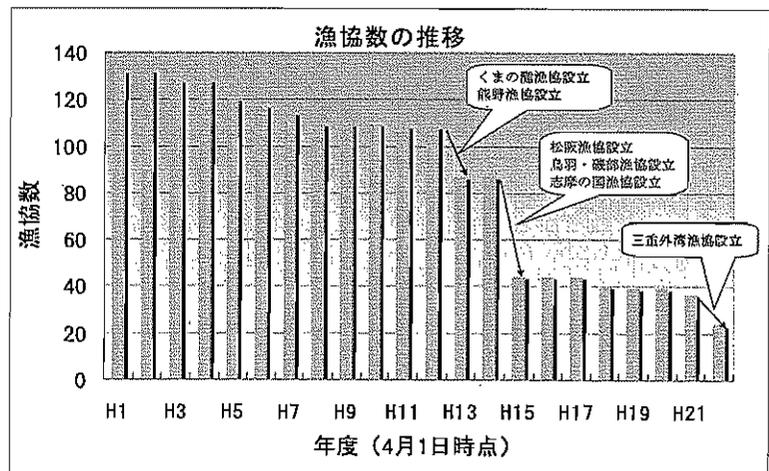
そのため、県漁業協同組合連合会等は、沿海漁協の合併による経営基盤の強化をはかってきました。その結果、平成9年度末に109組合であった漁協数は、平成21年度末には24組合にまで合併が進みました。

さらに、将来に向けて持続的な漁業生産を行うために健全な漁協経営が必要であることから、平成22年10月の漁協大会において、平成26年度を目標に県内の全ての沿海漁協を合併し、県漁業協同組合連合会及び県信用漁業協同組合連合会の事業を包括承継する「県1漁協の実現」と「水産振興ビジョンの実践」を決議しました。

漁協の指導力・実行力の向上をはかり、地域の水産業振興や活性化の中核的な役割を果たせるよう、県漁業協同組合連合会等が主体となった、県1漁協の実現に向けた取組を支援し、水産業・漁村全体の振興をマネジメントできる組織づくりを進めていく必要があります。



(水産経営室調べ)



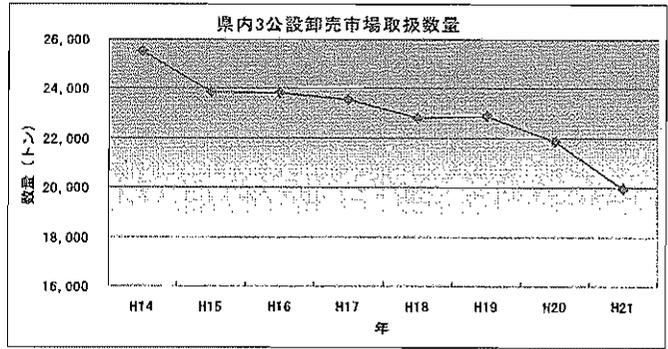
(水産経営室調べ)

5 流通の多様化と魚価の低迷

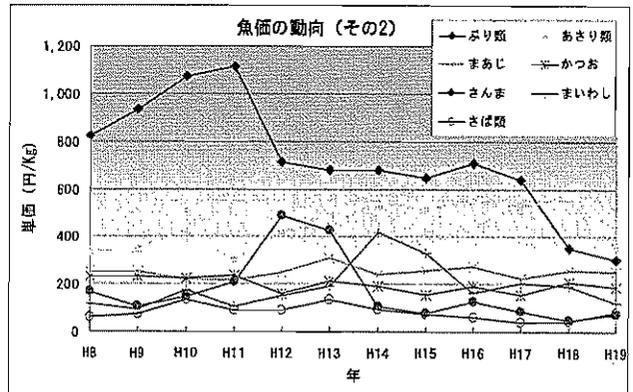
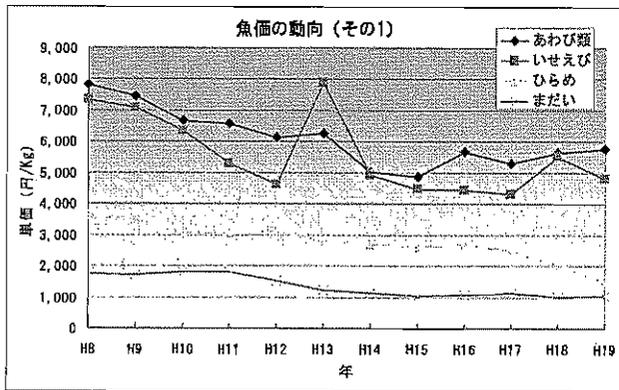
水揚げされた水産物は、漁協が開設する産地市場を通じて販売される共同販売の取扱が最も多く、県内卸売市場の取扱高の約5割を占めています。

しかし、近年、流通形態は多様化しており、スーパーマーケット等の量販店と産地との直接取引や生産者団体による直接販売等が増加し、消費地卸売市場での取扱量は、減少する傾向にあります。

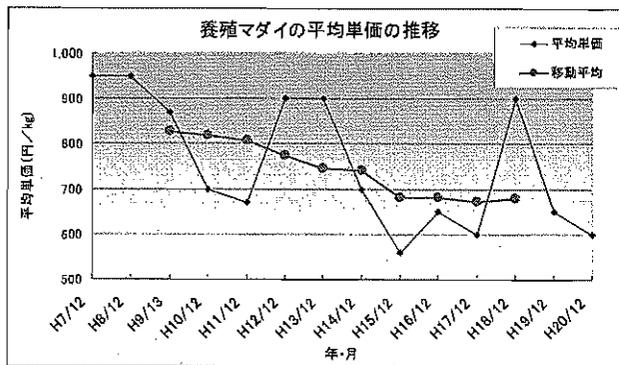
また、市場における魚介類の取引価格は、総じて低迷しており、その要因には、景気の低迷や魚離れが大きく影響していると考えられます。



(農産物安全室調べ)

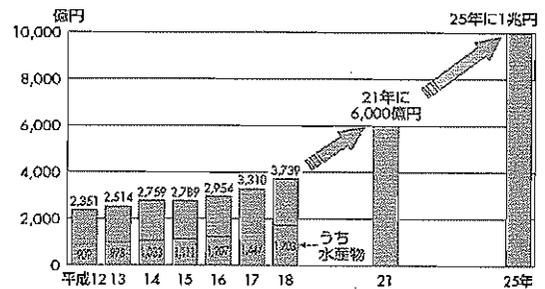


(資料：三重農林水産統計年報 東海農政局)



(資料：三重県漁業協同組合連合会資料)

農林水産物・食品の輸出額の実績と目標



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成
 注：1) たばこ、アルコール飲料、医薬を除く。
 2) 水産物の値には、「鰹及び鰹干し」、「かまの甲」、「糸、甲殻類等のエキス、ジュース」が含まれていない。

(出典：平成18年度水産白書 水産庁)

このようななか、水産物の適正な価格を維持するためには、多様化する消費者のニーズに応じた水産物の生産・加工・利用に関する技術開発を進めるとともに、新技術の導入や新商品の開発を促進する必要があります。また、漁業者の6次産業化や高付加価値化の促進も重要となっています。さらに、新たな販路として、漁協等が主体となった直販所や直営レストランの設置等による地域内流通の促進や、海外での日本食ブームに対応した中国や欧米等への輸出に向けた取組の検討も必要となっています。

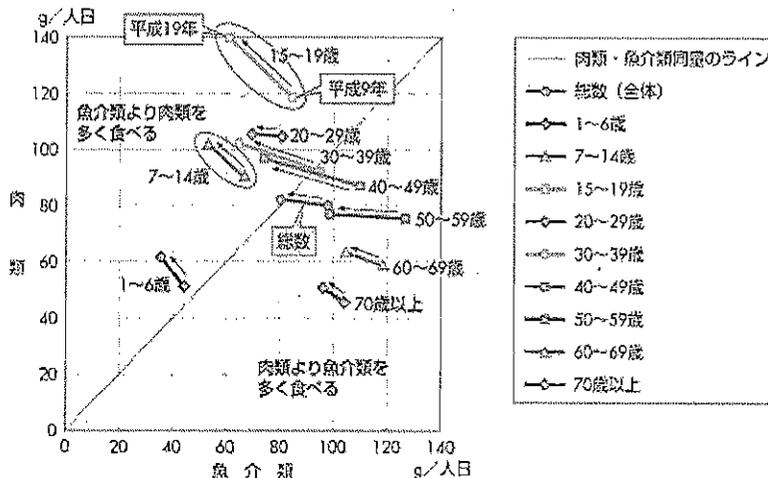
6 水産物消費の低迷と若い世代を中心とした魚離れ

近年、食の欧米化が進んだことなどにより、若い世代を中心に全世代で魚介類より肉類を好む傾向が強まっています。さらに、生鮮魚介類の価格が上昇を続け、生鮮肉類と同水準となったことにより、相対的に生鮮魚介類の価格に割高感が生じるとともに、魚介類は「調理が面倒」、「魚の骨が苦手」といったことも一因となり、いわゆる「魚離れ」が進んでいます。

また、核家族化や少子高齢化等により、家庭で購入される魚種が変化するとともに、家計の食料支出の構成も生鮮品から加工品にシフトする傾向が見られます。さらに、家庭で調理する「肉食」から、惣菜等の調理済みの食材を購入する「中食」へと食の外部化が進むなど、水産物に対する消費者等のニーズは多様化してきています。

一方で、海外の食品事業者による食に対する信頼を揺るがす事件に端を発し、県民の食に対する安全性の関心が高まり、県産品を見直す動きが顕著になっています。

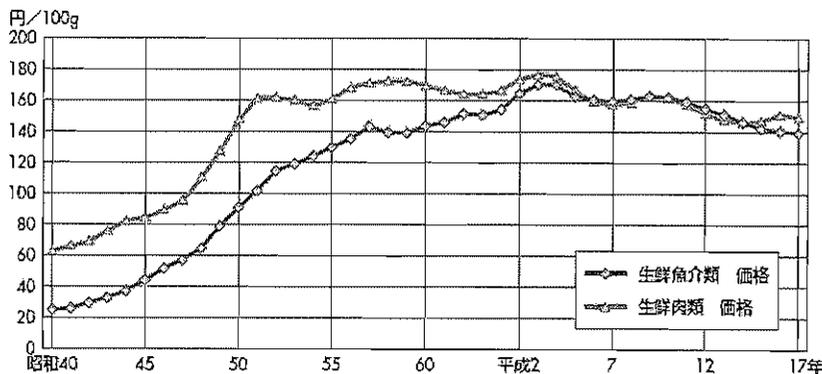
魚介類と肉類の1人1日当たり摂取量の推移（年齢別比較）



資料：厚生労働省「国民栄養調査」（平成9年）、「国民健康・栄養調査報告」（平成19年）

（出典：平成20年度水産白書 水産庁）

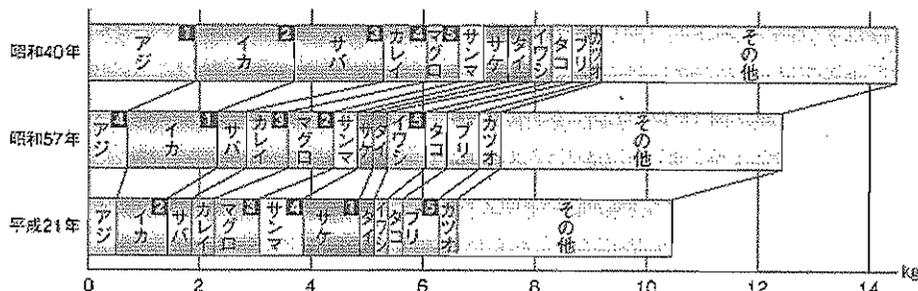
生鮮魚介類と生鮮肉類の購入価格の推移



資料：総務省「家計調査年報」（二人以上の世帯（農林漁業世帯を除く））を基に水産庁で作成
 注：1) 生鮮魚介類は、採取されたままのもので、保存などのための加工（乾燥、凍蔵等）がされていないもの。冷凍、洗浄、切断、不要物の除去などの最小限の加工を加えたものも含む。
 2) 生鮮肉類は、切肉、薄切りなど最小限の加工を加えたもの。脂もつ及び冷凍したものも含む。

（出典：平成18年度水産白書 水産庁）

鮮魚の1人当たり購入数量の品目別割合

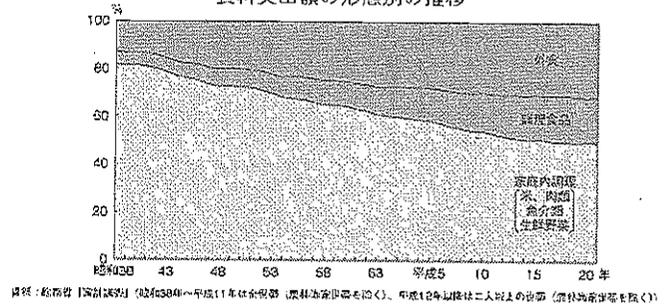


資料：総務省「家計調査」（昭和40年、昭和57年は全世帯（農林漁業世帯を除く）、平成21年は二人以上の世帯（農林漁業世帯を除く））を基き水産庁で作成

（出典：平成21年度水産白書 水産庁）

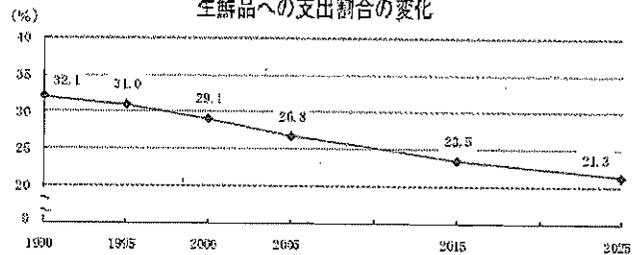
県内産の水産物の消費をより増やすためには、消費者の視点に立ち、消費者のニーズにマッチした安全で安心な水産物及びその加工品を開発し、消費者の水産物に対する購買意欲と満足度を高めるとともに、県民の多様で健全な食生活に資するための地産地消運動、食育、新鮮でおいしい魚が手に入るような流通の仕組みづくり等を進めていくことが重要となっています。

食料支出額の形態別の推移



(出典：平成20年度水産白書 水産庁)

生鮮品への支出割合の変化



資料：農林水産省政策研究所編
 注1) 2005年までは、家計調査、全国消費実態調査等より計算。2015年以降は推計値。
 2) 2005年価格による実貨価の割合。
 3) 割合の計算に用いた生鮮品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、卵、生鮮野菜、生鮮果物。

(出典：少子・高齢化の進展の下における我が国の食料支出額の将来試算 農林水産省(平成22年9月プレスリリース))

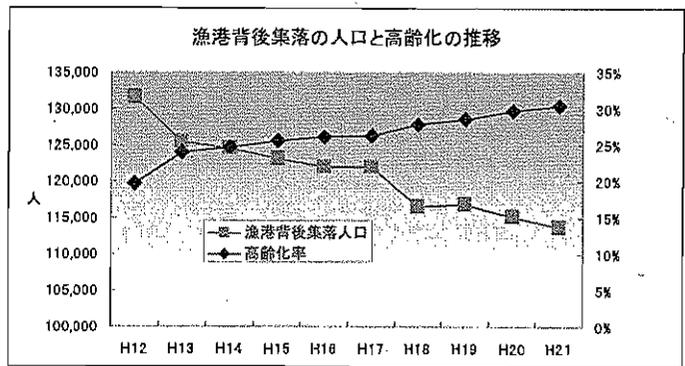
7 過疎化・高齢化による漁村の疲弊

基幹産業である水産業の低迷や漁村の過疎化・高齢化により、特に県南部地域において、地域活力や集落機能の低下が深刻な状況となっています。

一方、心の豊かさへの志向などを反映して、都市住民からは、美しい景観や伝統文化に恵まれた漁村での「やすらぎ」や海洋性レクリエーションへの期待が高まっています。例えば、地域の活性化をはかるため、離島の豊かな自然や昔ながらの暮らしを活用して、釣り体験、無人

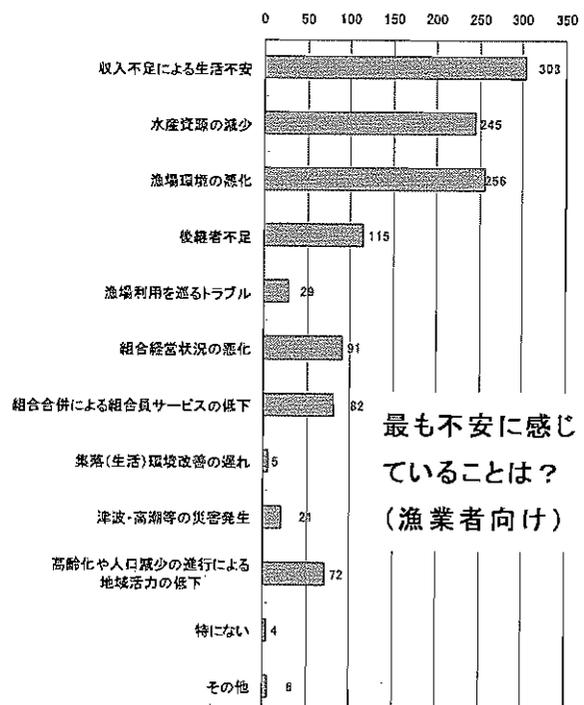
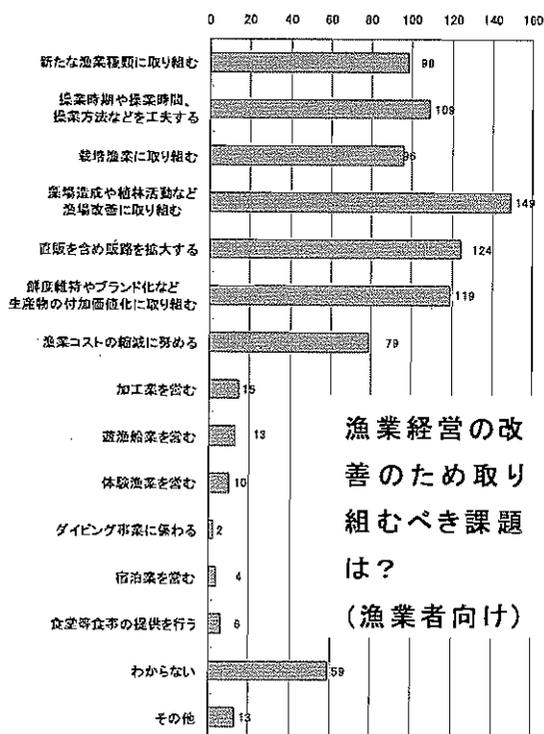
島ツアー、小中学生を対象とした自然保護活動体験等を行うとともに、ガイドの育成や国内外からの研修生の受け入れなどの人材育成に力を注ぐ先進的な取組がはじまっています。

このように、漁村の活性化と地域活力の向上をめざし、漁業・漁村における中核的組織である漁協を中心に、他産業との連携や高齢者や女性の参画をはかりつつ、景観、食、伝統文化等の地域の豊かな資源を生かして都市住民との交流を促進することで、地域住民と訪れた人々が、ともに満足できる地域づくりを進める必要があります。このため、漁協がその役割を十分に果たすことができるよう、経営基盤の強化をはかっていく必要があります。



水産基盤室調べ ※漁港背後集落とは、漁港を日常的に利用する漁家が2戸以上ある集落をいう。

アンケート結果を通してみる漁業協同組合・漁業者の意識



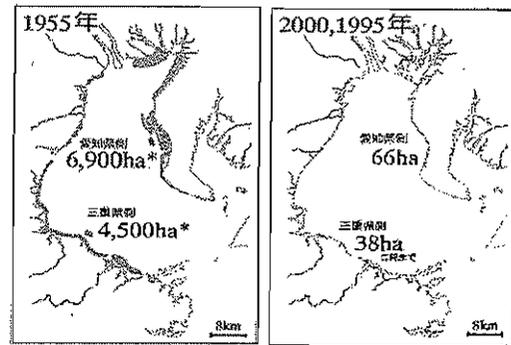
(出典：漁業・漁村振興調査報告書 平成22年3月三重県)

8 漁場環境の悪化

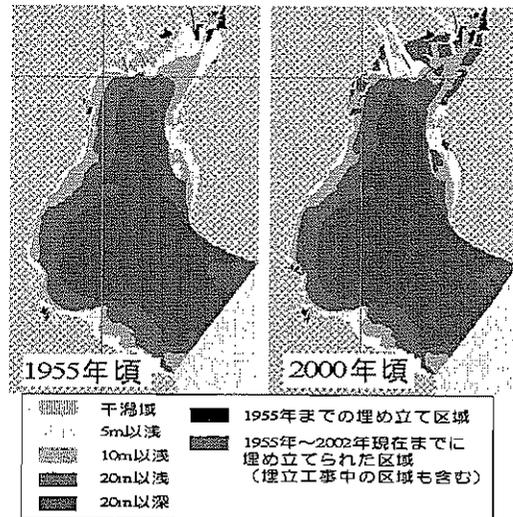
伊勢湾をはじめとする内湾域では、昭和30年代からの高度成長期において、工場廃水・生活排水が増加する一方で、埋め立て等による干潟や藻場の減少に伴い、水質の浄化作用の低下や漁場環境の悪化がもたらされました。また、赤潮や貧酸素水塊の発生が、漁業に大きな被害をもたらしており、さらに近年では、海面水温の上昇により、黒ノリ養殖業の開始時期の遅れや養殖期の短縮に伴う生産量の減少といった影響も生じています。

外洋に面した沿岸域では、アラメやカジメ等の大型海藻類が繁茂する藻場が形成され、魚介類の産卵場所や稚魚・稚貝の生息場として重要な役割を果たしています。また、藻場は、窒素やリン等の吸収による海水の浄化、あるいは海中へ酸素供給等の機能を有しています。しかし、海藻を食べる魚介類の食害等により年々、藻場が消失してきており（磯焼け）、漁業生産に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

また、河川においては、災害等による山林の荒廃、生活排水等の流入、ダムや堰堤の建設などにより、水質の悪化、河川流量の減少、アユ等の遡上の妨げなど生息環境が悪化し、漁獲量が減少しています。



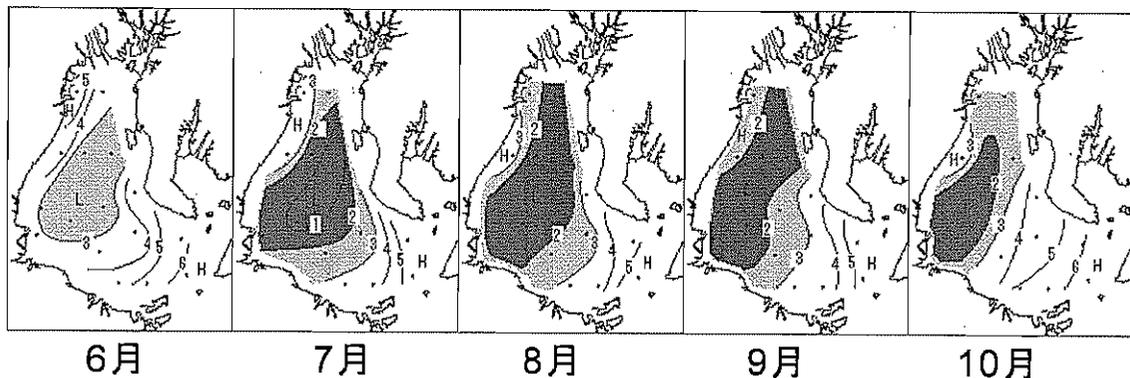
藻場の変遷



干潟の変遷

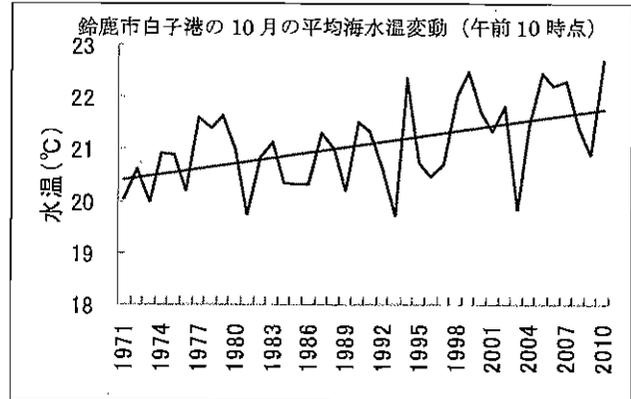
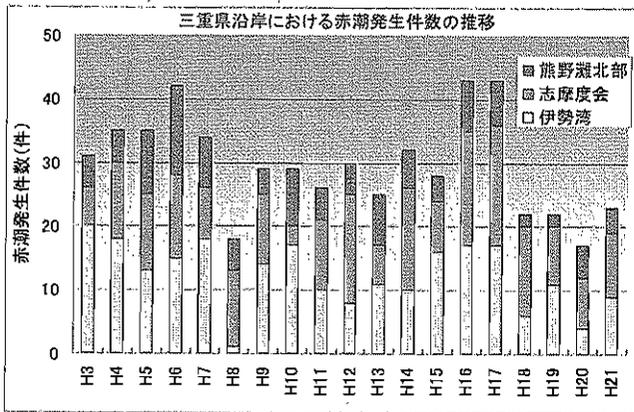
(資料：三重県水産研究所、愛知県水産試験場)

1972年～2010年の底層の溶存酸素量の平均値(6月～10月)

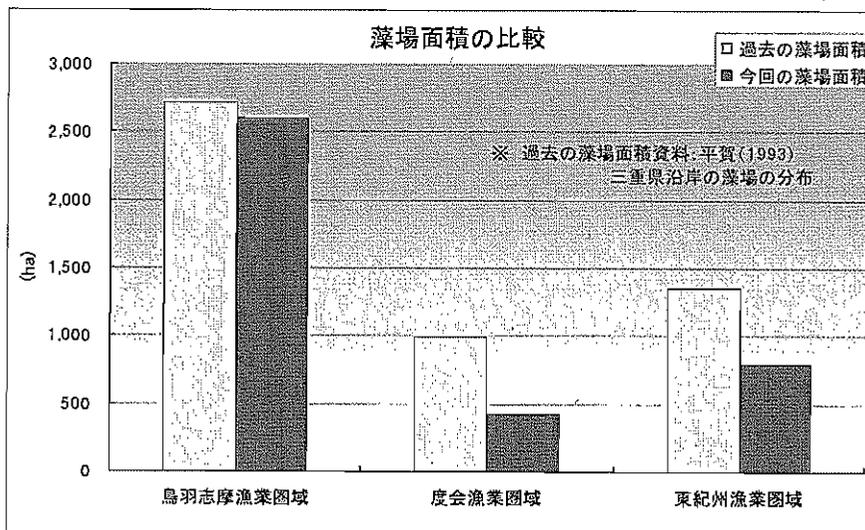


6月伊勢湾中央部で3ppm以下の値が観測され始める。8月頃に最も広範囲になり、9月以降湾口部から解消に向かい、三重県沿岸寄りとなって、11月には観測されなくなる。

(資料：三重県水産研究所)



(資料：三重県水産研究所)



(出典：平成15年度総合計画調査熊野灘地区 水産基盤整備総合計画調査委託業務：三重県)

このため、藻場・干潟の再生・保全、磯焼け対策、河川環境の保全等の漁場環境の改善に向けた試験研究を進めるとともに、積極的な藻場・干潟の造成・再生や河川における魚道等の整備を行っていく必要があります。例えば、漁業者自らが、アワビなどの餌となるアラメの藻場を再生するため、自然石へのアラメ植栽方法や魚による食害を防止するネットの設置等により環境再生・修復技術を確立し、実践しています。

こうした取組を拡大していくためには、地域住民やボランティアグループ、漁業関係者等の多様な主体と連携した藻場・干潟や河川の保全活動を支援していくことが重要となっています。さらに、水温の上昇等の環境変動に対し、強い耐性をもつ養殖品種の開発にも取り組む必要があります。

9 多面的機能の低下

水産業・漁村は、安全で安心な水産物を県民に供給する機能とともに、水域環境の保全、レクリエーション等による交流の場の形成、そして、「ボラ雑炊」、「てこねずし」、「さんまずし」等の漁村独自の「食」などにまつわる地域文化の継承等の多面的機能を有しており、県民の豊かな生活に大きく貢献しています。

しかし、地域の基幹産業である漁業が低迷し、漁村における過疎化・高齢化とともに、地域活力や集落機能の低下が深刻化してきており、こうした多面的な機能の適切な発揮が危ぶまれています。

水産業・漁村のもつ多面的機能を維持増進していくためには、県民の水産業に対する理解を促進するとともに、漁業者が中心となって、地域住民等の多様な主体と連携し、沿岸域や河川域の環境保全に向けた取組や美しい景観や伝統文化に恵まれた漁村に対する「ゆとり」や「やすらぎ」などの多面的な機能への期待に応える『人、自然、文化又は水産物等の地域資源を生かした「むらづくり」』に取り組んでいく必要があります。

第 3 章 三重県水産業・漁村のめざす姿

本県の水産業・漁村の活性化のためには、水産業・漁村が抱える様々な課題の解決のため、希望のある水産業・漁村の目指す姿を県民や関係団体等と共有し、その実現に向け、計画的かつ着実な取組を進めることで、将来にわたって水産業が持続的に営まれることが重要です。

めざす姿

県民が期待する水産物を安定的に供給できる
希望ある水産業・漁村の実現

水産業・漁村の 10 年後の姿

1 漁業（従事）者の生活が安定し、後継者に責任を持って引き継げる水産業の実現

- 漁業者や漁協は、新技術の導入等により生産性の高い漁業を営むとともに、自らが主体となって漁業の 6 次産業化や異業種連携等に取り組むことで、消費者視点の水産物の提供、生産・流通に関する情報提供、安全安心への取組などを進め、漁業で生計を営むに足る収益を安定的に確保できる「もうかる漁業」を展開しており、県民は旬の魚など県内産の魚介類を購入し、三重県が水産県であることを実感しています。

2 様々な世代の人々が生き生きと働き、住み続けたい・訪れてみたいと思う豊かな漁村の確立

- 漁業者や漁協、地域住民等は、水産物や海・川の景観など豊富な地域資源を活用し、漁業オーナー制度や漁家民泊など地域の魅力や価値を高める新たな漁村地域の産業を展開しており、漁村は、定住人口の維持や、漁村を訪れてみたいと考える人々の増加により元気になり、地域活力が向上しています。

3 自然の保全・再生を進め、豊かな水産資源を確保する水産業・漁村の展開

- 漁業者や漁協、地域住民等が、連携して地域社会と経済、環境の調和をはかる取組を進め、水産業・漁村が持つ多面的機能を維持・増進するとともに、漁業者の自主的な資源管理や水面の秩序ある総合的高度利用、資源の悪化が懸念される魚介類の種苗放流や環境に配慮した養殖が盛んとなることで、環境保全への取組と資源の維持・増大への取組が好循環を生み、豊かな水産資源を持続的に利用し、持続的に発展できる水産業・漁村が実現しています。

第4章 施策の基本的な展開方向

I 水産業・漁村の振興に向けた方向

県民が期待する希望ある水産業・漁村の実現をはかるためには、安全で安心な水産物の安定的な提供や多面的機能の発揮など水産業・漁村が生み出す価値を県民へ持続的に提供できるように、三重県の水産業・漁村を振興していく必要があります。

県民への価値提供

1 県民（消費者）が期待する水産物の安定的な提供

- 漁業者や漁協が主体となって、消費者視点の水産物の提供、適切な情報の発信、安全安心への取組を進めるなど、県民（消費者）が期待する水産物を安定的に供給します。

2 地域の資源を生かした漁村の活性化

- 三重県の水産物全体の品質向上等によって、水産業の競争力を強化することで地域経済の活性化や雇用の創出、さらに県の知名度向上につなげ、地域の活力を高めます。

3 環境保全や憩いの場の提供といった多面的機能の発揮

- 持続的な漁業活動による漁場環境の保全、交流の場の形成などをはじめ、食にまつわる地域文化などの地域の良さを県民が享受できるよう、多面的機能を効果的に発揮できるようにします。

II 施策の展開方向

県民生活の安定と地域経済の健全な発展に資するため、三重県の水産業及び漁村の果たす役割を踏まえ、めざす姿の実現に向けて、次のとおり、4つの施策の展開方向と主な目標を定め取り組んでいきます。

1 水産業・漁村のマネジメント体制の確立

(1) 基本的な考え方

漁村の基幹産業である水産業を中心として、地域住民、NPO、漁業協同組合等の漁協系統団体等が、それぞれの役割を果たし様々な活動に取り組むことで、地域の水産業・漁村を活性化し、県民が期待する水産物を安定的に供給できる希望ある水産業・漁村を実現できるよう、地域の実情や考え方を踏まえ、地域自らの活動を育てのばしていくことを基本に、運営していくことができる体制の確立をめざします。

(2) 施策目標

地域における水産業のあり方や漁村の活性化等について、その方針を定める水産業・漁村振興計画の策定・実現を支援するとともに、県内すべての沿海漁協が合併し、県の水産業等をリードできる県1漁協の実現を促進することにより、水産業・漁村の運営体制の確立をはかります。

(3) 目標指標

目標項目	2010年度【現状】	2020年度【目標】
地域水産業・漁村振興計画（仮称）策定数	0	検討中

(4) 取組内容

ア 地域水産業・漁村振興計画（仮称）の策定・実行

- ① 地域自らが考え、実行していく水産業・漁村の活性化を促進するため、「地域水産業・漁村振興計画（仮称）」の策定を支援します。
- ② 地域資源の発掘やその資源を生かした「地域水産業・漁村振興計画（仮称）」に基づく取組を支援します。

イ 漁協の指導力・実行力の強化（県1漁協の実現）

- ① 沿海漁協の合併によってスケールメリットを生かした効率的な経営を実現することで経営基盤の強化をはかり、持続的な漁協経営を可能とすることを目的として、平成26年度を目途に県1漁協の実現を支援します。

【県1漁協の実現による効果】

- ◆ 漁協経営の健全化やワンストップサービス等による組合員に対するサービスの向上
 - ◆ 伊勢湾、鳥羽・志摩、熊野灘の特徴ある資源を有効活用した、より効率的な生産流通体制の確立
 - ◆ レストラン・直販所等の流通販売事業を漁協経営に取り込んだ6次産業化等による儲かる漁業の展開
 - ◆ 水産業・漁村のもつ多面的機能の発揮に対する中心的な役割
- ② 県1漁協を水産業・漁村を総合的にコーディネートできる組織として位置づけ、指導力・実行力の強化をはかります。

2 高い付加価値を生み出す水産業の確立

(1) 基本的な考え方

県民が期待する水産物を安定的に供給していくため、経営力ある漁協や経営体が主体となった改革を促進し、県民のニーズを満足させる水産物の持続的な生産体制を構築するとともに、県民が県産の旬の魚を選んで購入できる環境づくり等を進めることで、高い付加価値を生み出す水産業の確立をはかり、漁業（従事）者の生活が安定し、後継者に責任を持って引き継げる水産業の実現をめざします。

(2) 施策目標

資源管理による持続可能な水産業の確立、経営力がある漁業経営体の確保・育成、新規就業・新規参入の促進等による持続的な生産体制の構築を進めるとともに、経営力ある漁協や経営体が主体となった6次産業化や異業種連携、消費者のニーズを満足させる

安全・安心な魚介類の養殖、県内の各地域で県民が新鮮な県内産水産物を購入できる体制づくりなどに取り組むことで、高い付加価値を生み出す水産業の確立をはかります。

(3) 目標指標

目標項目	2010年度【現状】	2020年度【目標】
沿岸沖合漁業および海面養殖業の生産量	165千トン	検討中

(4) 取組内容

ア 資源管理型漁業の展開による持続可能な水産業の確立

- ① 小型魚の保護や漁獲量の制限等の漁業者の自主的な資源管理に対する取組を支援します。
- ② 環境・生態系との調和に配慮しつつ、水産動物の種苗放流を通じて積極的な資源の増大をはかる栽培漁業を推進します。
- ③ 資源管理や栽培漁業の推進に当たり、資源管理・漁業所得補償対策等の国の制度を活用します。
- ④ 沿海の県1漁協の実現を見据え、漁業構造の変化に対応した漁業権・漁業許可制度のあり方等についての検討を進めます。
- ⑤ 資源管理を適切に実践するため、人工衛星等の最新技術を利用し、水産資源の生態又は資源動向の把握を進めます。
- ⑥ アサリ等の資源量が減少傾向にある水産資源の回復に関する技術開発を進めます。
- ⑦ アワビやクルマエビなどの自然での再生産力が弱い資源を対象に、効果的な種苗放流技術の開発に取り組みます。

イ 消費者のニーズに対応した養殖業の展開

- ① 消費者のニーズや市場動向の把握に努め、地域特性に応じた養殖水産物の特産品化などを推進します。
- ② 養殖過程におけるリスク管理をはかる適正義規(GAP)の導入を促進します。
- ③ 消費者への安全・安心に関する情報提供を効果的に実施するため、漁業者の自主的なトレーサビリティシステムの構築を推進します。

※ トレーサビリティシステムとは、食品の取扱いの記録を残すことにより、食品の移動を把握できるようにする仕組みのことです。これにより、食品事故が発生した場合にもその製品回収や原因究明が容易になり、消費者は、より安心して食品を購入できるようになります。

- ④ 安全で安心な養殖水産物を安定的に供給するため、飼料・薬品・生育環境等について、適正な使用と履歴情報の保管を漁業者に指導するとともに、積極的な情報の開示を促進します。
- ⑤ 多様化する消費者にニーズに対応した新魚種の養殖技術の開発と普及を進めます。
- ⑥ 魚類養殖業の産地間競争力を高めるために、新魚種の開発、高品質化、生産コ

スト低減のための新しい飼料の開発や疾病防止対策を実施します。

- ⑦ 三重ブランドである真珠の高品質化と生産効率の向上のための技術開発を行うとともに、生産現場への導入を促進するほか、生産者の三重の真珠養殖再生に向けた取組を支援し、真珠養殖発祥の地「三重」にふさわしい活気ある真珠養殖業を復活させます。

ウ 経営力がある漁業経営体の確保・育成と新規就業・新規参入の促進

- ① 漁家の経営力向上を目指し、先進的な取組・新漁業技術の導入など技術的支援を通じて、総合的に水産業の体質を強化します。
- ② 就業希望者が安心して三重県内に就業できるワンストップ就業支援システムを構築し、漁業後継者を確保します。

エ 6次産業化等による付加価値向上

- ① 低未利用魚介類などの地域特有の水産資源を発掘し、より付加価値の高い商品として地域ブランドを確立していくために、6次産業化や異業種連携などによる漁業者自らの取組を支援します。
- ② 新しい冷凍技術の導入などによる水産物の鮮度保持、消費者のニーズに対応した水産物の加工品の開発、価値の低かった水産物の有効活用などを、生産、加工や流通などの関係機関、研究機関などと連携して進めます。

オ 販売力強化と流通の効率化・高度化

- ① 三重県産水産物の競争力強化をめざし、生産コストの削減や鮮度保持、衛生管理機能の向上はかるための施設整備を支援します。
- ② 産地市場の機能強化や統合化により、水産物安定供給体制の構築を進めます。
- ③ 水産物の販路拡大のため、県産水産物の情報提供や漁協直販所の整備、水産物の輸出の促進等に関する取組を支援します。

カ 持続的な生産を支える水産基盤の整備

- ① 女性や高齢者、新規就業者に配慮した安全で使いやすい漁港施設の整備を行い、世代を超えて知識・技術が継承されるような生産の場づくりを進めます。
- ② 藻場や干潟などの再生等により、水質、底質が悪化している沿岸部の水域環境の再生を促進し、水産資源の産卵、育成場の確保をはかります。
- ③ 魚の生態や行動等の知見に基づいた魚礁の整備を進め、漁業生産性の向上をはかります。
- ④ 漁港関連道を整備し、水産物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化をはかります。

キ 魚食・食育の推進

- ① 健全な食生活の実現や食を通じた心身の健全な育成をはかるため、学校教育における地場水産物の利用や水産業を体験する機会の提供を通じて、食育を積極的

に推進します。

- ② 三重県で漁獲される新鮮でおいしい水産物の魅力を伝え、水産物を使った伝統料理の紹介や新しい調理方法、加工品の開発によって魚食の普及に取り組むとともに、県民の健康な食生活を支える水産物への理解が促進されるよう取組を推進します。
- ③ 地産地消と魚食が、健康増進・環境保全につながる情報を県民に提供することにより、水産物の消費拡大をはかります。

ク 密漁等の違反防止策の推進

- ① 沿岸域及び内水面域における密漁等の防止のため、魚介類の採捕と保護に関するルールについて、漁業者や漁協系統団体、県民への周知徹底をはかります。
- ② 国、海上保安庁、警察等の関係機関とも連携を取りながら、地域全体の取り組みとなるよう、密漁者に対する監視・取締りの強化に努めます。
- ③ 三重県漁業調整規則で規定されている採捕禁止期間や体長等の制限、漁業許可の内容となっている操業期間や地区毎で資源を守るために定めた取り決めなどの資源管理措置の遵守を徹底します。

3 地域資源を生かした漁村の活力向上

(1) 基本的な考え方

地域の資源を生かした漁村の活性化や雇用の創出のため、水産業の持続的な活動を基本に、地域住民、NPO、漁協等の多様な主体がそれぞれの役割分担のもとに協働して、自然環境や伝統、文化等の地域の資源や特性を生かした地域づくりを進めるとともに、住みやすい生活環境を整備し、様々な世代の人々が生き生きと働き、住み続けたい、訪れたいと思う豊かな漁村の確立をめざします。

(2) 施策目標

都市住民が、豊富な魚介類を味わい、美しく豊かな余暇空間を楽しむことによる交流や地域内経済循環型産業等の新たなビジネスの創出等を促進します。さらに、地域の魅力が発揮できるようレクリエーションの場や漁家民泊等の交流の場の形成、漁村ならではの魚の調理法等の食にまつわる地域文化の継承等といった、水産業・漁村が持つ多面的機能の多様な主体の連携による維持増進や漁村地域の快適性、利便性の向上など漁村地域の生活環境の整備を進めるなど、地域資源を生かした漁村の活力向上をはかります。

(3) 目標指標

目標項目	2010年度【現状】	2020年度【目標】
漁村交流施設の利用者数	736,759人	検討中

(4) 取組内容

ア 地域資源を活用したビジネスの展開と地域課題を解決するビジネスの創出

- ① 海・川や漁村に関する地域資源を活用した漁村地域の新たなビジネスに向けた取組を支援します。
- ② 漁村に住む高齢者の買い物支援など社会問題の解決を目的として漁協等が取り組むソーシャルビジネス（社会的起業）の取組を促進し、地域が主体となった漁村の活力づくりを促進します。

イ 多様な主体による多面的機能の発揮

- ① 豊かな水産物の供給、海や川の環境保全、憩いの場の提供など里海や河川が果たす多面的な機能が十分発揮できるよう、地域の保全活動を促進します。
- ② 地域の保全活動のけん引役となる指導者の養成をはかります。

ウ 安全で快適な漁村生活のための環境の整備

- ① 都市部に比べ立ち遅れている漁村の集落排水施設等の生活環境施設の整備と住民の暮らしを守る海岸保全施設等の整備を促進します。
- ② 快適な生活の確保をはかる質の高い生活空間を創造する漁村づくりを進めます。
- ③ 堤防、護岸等の海岸保全施設等の整備を進め、集落に住む人の生命及び財産を波浪、高潮から守ります。

エ 都市との交流等の促進

- ① 遊漁者と漁業者との協議による遊漁に関するルールづくりについての検討に加えて、各地区の遊漁関係者の組織化を推進します。
- ② 漁業とレクリエーションとの調和のとれた水面利用を促進することにより、地域資源を生かした都市住民との交流による漁村の活性化を推進します。
- ③ 多様な生物が棲む三重県の水域の魅力を最大限活用し、漁村と都市との交流等による地域おこしを推進します。

オ 水産物と消費者をつなぐ地域内流通の仕組みづくりと県民理解の促進

- ① 漁業者や漁協による生産から流通・販売までの総合的な取組に対する支援を行います。
- ② 6次産業化や異業種連携を進め、付加価値の高い製品開発および販売、新たな事業の創出、学校給食への地域食材の供給、産直・直販所の拡充等を促進する仕組みを構築します。
- ③ 県民が県内の各地域で新鮮な県内産水産物を購入できる体制づくりや漁業・漁村とふれあう機会を増やすことで、水産物の安定的な提供や多面的機能の発揮など三重県の水産業・漁村の果たす役割への県民の理解を促進します。

4 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築

(1) 基本的な考え方

環境保全や憩いの場を県民に提供する水産業・漁村が持つ多面的機能が十分に発揮されるよう、自然と共生する漁業の生産力と環境浄化機能を最大限発揮させるとともに、将来にわたって豊かな海や川を維持し、水産資源を持続的に利用していくため、魚類などの生育環境の改善を進めるほか、水産業・漁村が担う社会的貢献を促進することなどにより、自然の保全を進め、豊かな水産資源を確保する水産業・漁村の展開をめざします。

(2) 施策目標

採貝漁業や藻類養殖業など環境の浄化機能を持つ漁業、環境・生態系と調和した養殖業の展開、多くの水産生物の産卵・生育の場として重要な場所である干潟・藻場などの再生・保全に取り組むとともに、河川環境の維持やレクリエーションの場として重要な役割を果たす内水面漁業の振興や水産業・漁村が果たす社会的貢献が、持続的に行われる環境づくり等を推進するなど、自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築をはかります。

(3) 目標指標

目標項目	2010年度【現状】	2020年度【目標】
沿岸の浅海域再生面積	31.7ha	検討中

(4) 取組内容

ア 環境に優しい水産業の推進

- ① 海中の富栄養物質やCO₂を取り込み、環境改善機能がある海藻類の養殖技術の改善や新しい技術の導入、優良品種の開発と普及を進めます。
- ② 海域のプランクトンを食べて成長する二枚貝の環境浄化機能を効果的に発揮させるため、好適な二枚貝の生息環境の解明し、生息に適した環境を創出するとともに、資源管理による資源の維持・増大をはかります。

イ 干潟・浅場・藻場の再生・保全の推進

- ① 干潟・浅場・藻場の造成や再生を進め、水産資源の生息環境の改善や生態系の保全を進めることで、豊かな生態系と高い漁業生産力を持つ沿岸域の再生・保全をはかります。
- ② 環境浄化機能がある干潟・藻場を効果的、効率的に再生させる技術を開発するとともに、干潟・藻場の役割を客観的に、分かりやすく提示できる評価システム構築や住民と連携した活動による啓発活動を進めます。
- ③ 海域の生産力の維持、増大を進めるため、陸域や底質から供給される栄養物質と漁業生産のバランスを好適に保つための総合的な海域の管理手法を構築します。

- ④ 海の生き物の産卵や幼稚魚等の保育や水質浄化など多面的機能を持つ藻場・干潟等の維持回復をはかることを目的として、漁業者が中心となって取り組む藻場・干潟等の保全活動を支援します。

ウ 内水面漁業の振興と河川環境の保全

- ① 内水面資源の維持・増大をめざし、アユ等の種苗放流を進めるとともに、アユ等を食害しているカワウや外来魚の駆除対策を実施します。
- ② 漁協や地域住民が一体となって行う簡易な産卵床造成や魚道整備などの魚類等の生育に適した環境づくりを推進します。
- ③ アユ等の種苗放流を促進し、地域や都市住民の憩いの場としての河川の遊漁や親水性レクリエーション利用の促進、内水面漁業の活性化をはかります。
- ④ ネコギギ等の希少魚の分布・生態の状況の把握を進めるなど、内水面における生態系の保全をはかます。

エ 水難救助、国土保全などの社会貢献の推進

- ① 漁村が果たしている水難救助、水域環境監視、さらに国境監視などの機能が継続されるよう漁村の活性化に取り組みます。
- ② 寝屋子制度などの漁村が持つ伝統・文化を教育に活用できるよう、その仕組みを紹介するなどの社会貢献の取組創出などに取り組んでいきます。

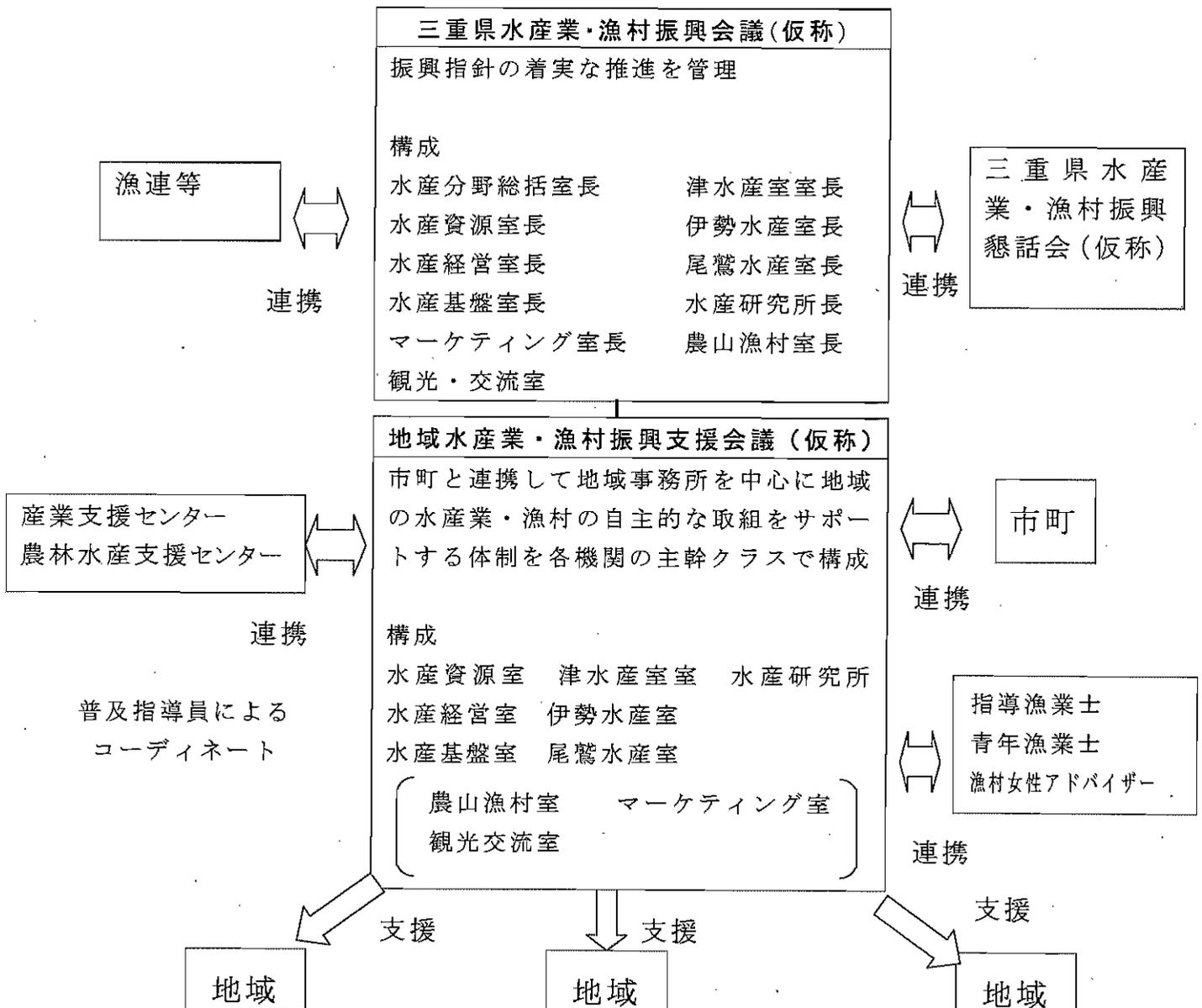
第5章 推進体制

本指針の推進にあたっては、県、市町、漁連等の関係団体等による適切な役割分担のもと、県漁業協同組合連合会等が策定したビジョン等とも連携をはかりながら、「連携・協働」を基本姿勢として、その実現に取り組んでいくこととしています。

そこで、本庁及び地域機関を構成メンバーとする「三重県水産業・漁村振興会議（仮称）」を設置し、水産業・漁村振興指針の実現に向けた取組を進めます。

この会議を核に、また、今後設置を予定している有識者、関係業界の代表者等から構成される「三重県水産業・漁村振興懇話会（仮称）」等と連携しながら、振興指針の着実な実行を進めます。

さらに、地域の実情に応じて振興指針を実現していくため、振興会議の作業部会である「地域水産業・漁村振興支援会議（仮称）」が市町等と連携して、「地域水産業・漁村振興計画（仮称）」の策定とその実行に取り組むことで、県民が期待する水産物を持続的に提供できる希望ある水産業・漁村の実現をめざしていきます。



平成23年第1回定例会
防災農水商工常任委員会 説明資料

(報告事項)

1. 戸別所得補償制度について

- ①農業 1
- ②漁業 5

2. 食の安全・安心確保のための監視指導計画

について 7

~~3. 県内企業への支援制度の周知について 9~~

~~4. 平成23年第1回景況調査結果について 別添~~

3/4 済

平成23年3月
農水商工部

1. 戸別所得補償制度について

① 農業

国において、平成23年度からの本格実施される農業者戸別所得補償制度の概要と本年度、試験的に取り組まれた戸別所得補償モデル対策の本県での実績（見込み）は次のとおりです。

1 農業者戸別所得補償制度の概要

(1) 畑作物の所得補償交付金 2, 123億円（H23年度予算案）

麦、大豆、そば、なたね等の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分相当が直接交付されます。支払いは数量払いを基本とし、営農を継続するために必要最低限の額（20,000円/10a）が面積払で交付されます。

なお、畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価が増減されます。（品質加算）

(2) 水田活用の所得補償交付金 2, 284億円（H23年度予算案）

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付されます。

また、産地資金（県への配分枠2.4億円）が創設され、県あるいは市町の裁量で、①水田における麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等の支援が出来ます。

(3) 米の所得補償交付金 1, 929億円（H23年度予算案）

米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分相当 15,000円/10aが直接交付されます。

(4) 米価変動補てん交付金 1, 391億円（平成24年度予算計上）

米の所得補償交付金と合わせて標準的な生産費を補償するものとして、米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、「当年産の販売価格」が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額分が10アール当たりの単価で直接交付されます。

(5) 加算措置

①規模拡大加算 100億円（H23年度予算案）

農地利用集積円滑化団体を通じて、面的に集積（連坦化）がなされた農地に利用権を設定して経営規模の拡大した場合に直接交付します。

②再生利用加算 40億円（H23年度予算案）

地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、平地で20,000円/10a・条件不利地で30,000円/10aが最長5年間支払われます。

③集落営農の法人化に対する支援 （下記（6）推進事業の内数）

集落営農を持続性ある経営体へ育成する取組を進めるため、集落営農が法人化した場合に定額40万円の事務費が助成されます。

(6) 農業者戸別所得補償制度推進事業 116億円（H23年度予算案）

農業者戸別所得補償制度の実施に必要な事業推進や要件確認を行う県、市町等に対し、必要な経費を助成されます。

2 戸別所得補償制度モデル対策の実績見込み（2月21日現在）

（1）加入申請件数

●加入申請件数 27,704件

うち 米戸別所得補償モデル事業のみ	11,183件
水田利活用自給力向上事業のみ	3,389件
両方加入	13,132件

※水稲共済加入者数35,212戸の78.7%が加入

（2）作物別交付対象面積（二毛作助成を含む）

①米戸別所得補償モデル事業交付面積及び交付見込み額（県総額）

●主食用米 1,794,153a

※県主食用米作付面積 2,972,917aに対し、60.3%が加入

○交付見込み金額 約23億円+変動部分約23億円（15,100円/10a）

②水田利活用自給力向上事業交付面積（前年度比%）及び交付見込み額（県総額）

●戦略作物

・麦	586,134a	(102)
・大豆	366,416a	(114)
・飼料作物（WCS用稲を除く）	12,453a	(72)
・WCS用稲	12,979a	(121)
・米粉用米	8,257a	(237)
・飼料用米	8,161a	(315)
・そば	15,349a	(282)
・なたね	2,742a	(-)
・加工用米	39,834a	(169)

●その他作物（原則、販売目的の作付が条件）

・野菜、果実、花き、花木地力増進作物等 113,954a (-)

○交付見込み金額 約30億円

（3）モデル対策推進の総括

- ① これまで、生産調整に協力してきた農業者で、交付対象となる経営規模の農業者は、ほぼ加入されましたが、生産調整の参加者が低い地域や不作付け水田の多い地域において加入者が少なく、加入率の市町間格差も生じています。
- ② 麦、大豆等ほぼすべての戦略作物が作付拡大となり、食料自給率向上に向けた取組につながる効果が出ていますが、大豆、米粉用米、加工用米などは需要が伸びていないことから、来年度以降の作付拡大が厳しい状況にあります。
- ③ 制度導入が全国的な米価下落を助長したとみられ、豊作等で生じた過剰米対策や制度の継続への農家の不安が高まっています。

3 平成23年度からの本格実施に向けての県の取組

本格実施により、本県水田農業の振興方向を基本的に変えるものではないことから、

- ① 担い手を主体とした集落営農による効率的な生産調整と低コスト生産の推進、
 - ② 地産地消運動や農商工連携による県産農産物の需要拡大
- 等の取組をさらに強化するとともに、
- ③ 水田農業推進協議会や普及組織の活動を通して、地域の状況を十分に把握し、実情に応じたきめ細かい対応に努めてまいります。

1 農業者戸別所得補償制度の概要（平成23年度概算決定）

目的

- ◇ 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する

対象作物

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ、そば、なたね
- ◇ 水田については、水田活用の所得補償交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

交付対象者

- ◇ 対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

畑作物の所得補償交付金

(2,123億円)【水田・畑地共通】

【数量払】

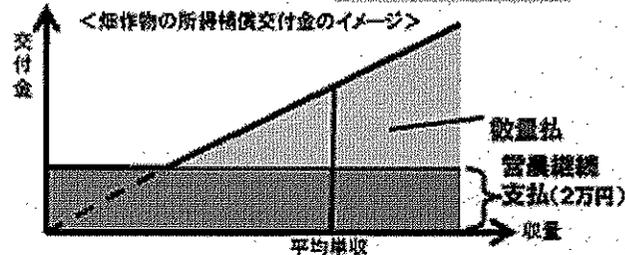
対象作物	交付金額	対象作物	交付金額
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg	てん菜	6,410円/ト
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg	でん粉原料用ばれいしよ	11,600円/ト
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg	そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg	なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg		

注1:小麦については、パン・中華めん用品種を作付けた場合は、数量払に2,090円/60kgを加算
注2:交付単価の10a当たりの面積換算値では、現行の品目横断対策に比べて、小麦は約3千円、大豆は約1万円の増額

【面積払(営農継続支払)】

前年度の生産面積に基づき交付

2.0万円/10a



水田活用の所得補償交付金

(2,284億円)

【戦略作物助成】

【水田の活用による自給率向上】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

【二毛作助成】 1.5万円/10a

【耕畜連携助成】 1.8万円/10a

【産地資金(予算枠481億円)】

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

米に対する助成

【生産数量目標を守った農業者が対象】

【米の所得補償交付金】(1,929億円)

1.5万円/10a

【米価変動補てん交付金】(1,391億円(24年度予算計上))

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

加算措置等

加算措置
150億円
推進事業等
116億円

品質加算

畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減

規模拡大加算

規模の大小にかかわらず農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)した場合、利用権設定した面積に2万円/10aを交付

再生利用加算

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、一定額(2~3万円/10a)を最長5年間交付

緑肥耕作加算

畑地に地方の維持・向上につながる作物を栽培してすき込む場合(休閒緑肥)に、1万円/10aを交付

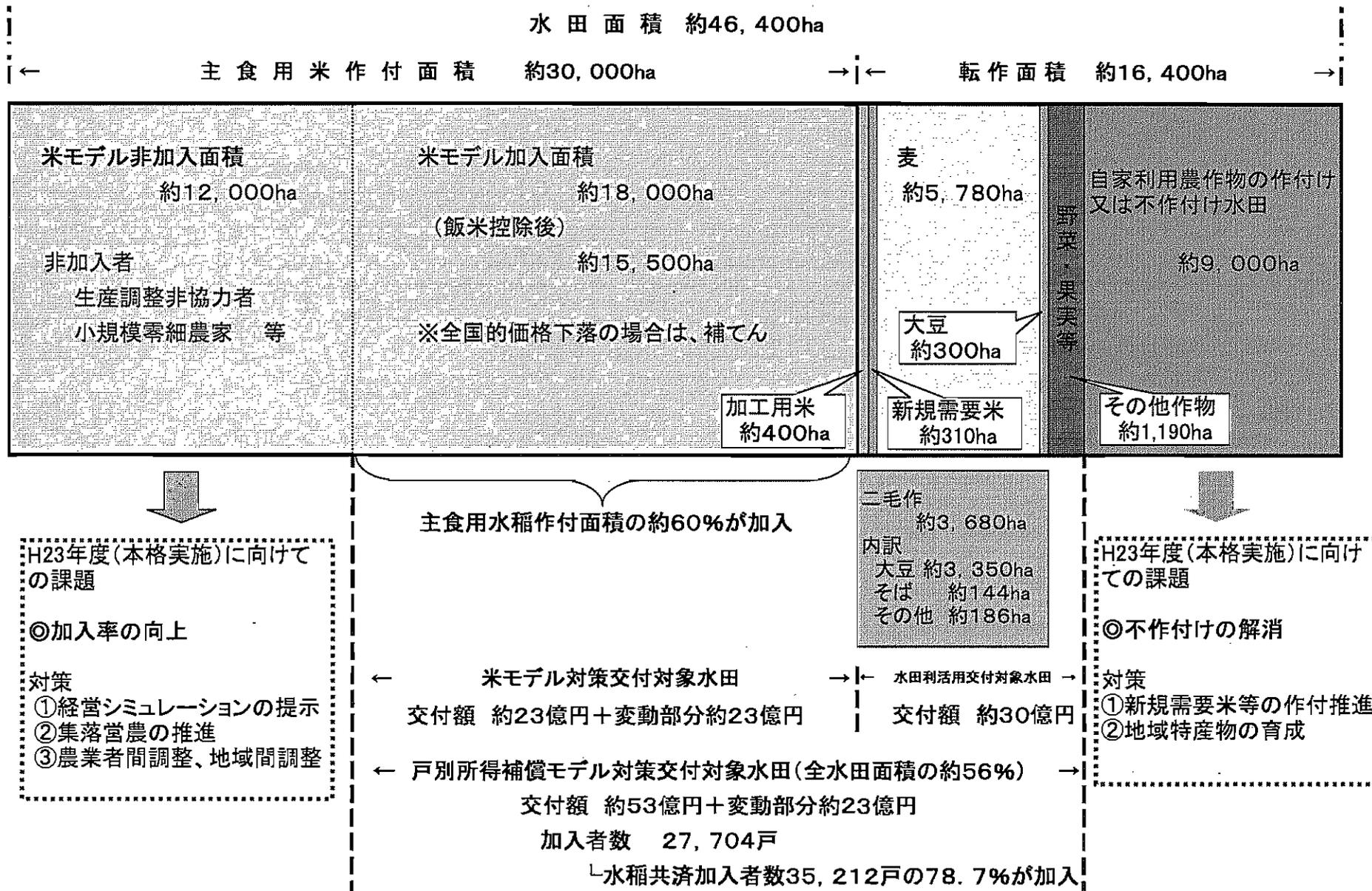
集落営農の法人化支援

集落営農が法人化した場合に、40万円を定額で交付

推進事業等

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対して必要な経費を助成

平成22年度戸別所得補償制度モデル対策の加入状況(イメージ図)



② 漁業（資源管理・漁業所得補償対策）

1 対策の概要

水産資源の管理・回復を図りつつ、漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営を維持できるよう、国は平成23年度から『資源管理・漁業所得補償対策』を導入します。この対策は、計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者・養殖業者を対象として、漁業共済等の仕組みを活用した収入安定対策等の漁業所得補償を実施するものです。

具体的には、計画的に資源管理や漁場改善に取り組む意欲のある漁業者が、減収を恐れずにこれらの取組ができるよう、漁業者・養殖業者の収入安定を図るものです。

なお、漁業者へのメリットとしては、漁業共済への加入にあたって漁業者が負担する掛金又は積立金に対し国庫補助金が上乘せされます。

2 今後の県の取組

平成23年4月から導入される本対策を円滑に実施できるよう、次の取組により、関係市町、県漁連及び県漁業共済組合等と連携をはかっています。

(1) 『資源管理指針』及び『資源管理計画』の策定

県における資源管理の基本的考え方を記載する『資源管理指針』の策定を準備するとともに、休漁、漁獲量の上限設定などの漁業者が行う具体的な資源管理措置を記載する『資源管理計画』を作成する漁業者団体の指導を行っています。

(2) 『適正養殖可能数量』の設定

良好な養殖漁場の環境を維持するため、養殖種苗の投入数量や施設数の上限を『適正養殖可能数量』として漁場ごとに設定するよう漁業協同組合を指導しています。

(3) 資源管理協議会の設置

『資源管理計画』の確実な履行や『適正養殖可能数量』の遵守を確認するため、県を事務局とする『資源管理協議会』を平成23年4月以降に設置します。

協議会の構成員は、行政機関、試験研究機関、漁連及び漁業共済組合を予定しています。

(4) 漁業者等への説明

水産庁の情報を収集し、漁業者及び市町の担当者を対象に説明会を開催しています。

時 期	対 象 者	内 容
平成22年 10月	漁協、漁業関係団体及び市町の事務担当者	本対策の制度の概要と今後の進め方等について説明
平成23年 1月	①尾鷲漁協（31日） ②熊野漁協（ 〃 ）	本対策の詳細と資源管理計画及び適正養殖可能数量等について説明
2月	①県まき網連合会（21日） ②鳥羽磯部漁協（22日） ③魚類養殖漁業者（25日） ④鈴鹿市漁協（28日） ⑤県ばっち網漁協（28日） ⑥県船曳網組合（28日）	
3月	三重外湾漁協ほか10漁協及び市町担当者に対する説明を予定しています。	

2. 食の安全・安心確保のための監視指導計画について

1 食の安全・安心の確保にかかる推進方針

近年、食品の安全性や産地偽装などの問題が相次いだことにより、食の安全・安心に対する消費者の関心は依然として高い状況にあります。

こうした中、食の安全・安心の確保を目的とした「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」が平成20年6月に公布され、この条例に基づく「三重県食の安全・安心確保基本方針」により、①「生産から販売に至るまでの監視・指導体制の充実（監視・指導）」、②「食品関連事業者が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備（自主管理の促進）」、③「県民の合理的な選択を促進する環境の整備（情報提供と学習機会の提供）」、④「多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開（県民運動の推進）」の4つの基本的方向で食の安全・安心確保に関する施策を総合的に進めています。

2 平成23年度監視指導計画について

食品による危害発生を未然に防止するための監視・指導体制について、「平成23年度食の安全確保のための監視指導計画（案）」をとりまとめ、2月15日から3月16日までの日程で、パブリックコメントを求めているところです。

食の安全確保のための監視指導計画については、健康福祉部が所管する「食品監視指導計画」と、当部が所管する「農畜水産物安全確保監視指導計画」で構成されます。

当部が所管する「農畜水産物安全確保監視指導計画」については、農薬取締法等関係法令に基づき、農薬、動物・水産用医薬品、飼料、肥料等の製造・販売または使用、家畜伝染病予防について、指導・立入検査等を行うものですが、平成23年度は、7月1日より本格施行される米トレーサビリティ法に基づき、米穀等の流通に係る監視指導を追加して実施することとしています。

3 米トレーサビリティ法の施行に伴う普及啓発・監視指導について

(1) 経緯

平成20年9月に発覚した事故米穀の不正規流通事件では、取引の記録が残っていないために流通先が特定できなかつたり、複雑な流通経路の把握に相当の時間を必要としたことなど、米穀の流通に関する多くの課題が提起されました。

これらの課題を踏まえ、米穀等の流通規制、トレーサビリティ確保、原料米原産地表示などの対策が検討され、平成21年4月に改正食糧法など米関連3法のひとつとして米トレーサビリティ法が制定されました。

米トレーサビリティ法では、米及び米加工品を取り扱う米穀事業者に対し、取引等の記録の作成・保存（トレーサビリティ確保）と産地情報の伝達（産地表示）が義務付けられ、このうち、取引等の記録の作成・保存については平成22年10月から施行されていますが、産地情報の伝達については本年7月から施行されることとなっています。

(2) 課題・問題点

同法の施行に伴い、都道府県知事が行う事務として、主たる事務所を県内に有する米穀事業者に対する報告徴収及び立入検査、並びに、店舗等が県内のみにある地域米穀事業者の産地表示義務違反に対する勧告及び命令を行うものと規定されています。

このため、本県としても、国と連携・協力しながら制度の普及啓発や法令遵守状況の監視・指導を行っていく必要があります。

しかしながら、同法の対象となる県内の米穀事業者数は、推定で4万8千程度（生産者30,000、流通業者50、加工業者300、小売業者2,800、飲食店15,000）と膨大であるため、今後の普及啓発及び監視・指導の基礎となる対象事業者リストの整備や効果的な普及啓発の推進、監視指導体制の整備が必要となっています。

(3) 今後の処理方針

(制度の普及啓発等について)

当面は制度の周知に重点を置くこととし、平成23年2月から7月までの期間で緊急雇用創出事業により、対象となる米穀事業者リストの作成と、産地表示への対応が必要となる飲食店及び小売店への普及啓発を進めていくこととします。特に重要な飲食店における産地表示については、各店舗を訪問することによって周知を徹底していきたいと考えています。

また、それ以外にも、農業者等に対する各種説明会や新規営業許可飲食店に対する啓発チラシの配布、ホームページ・パンフレット・情報紙などによる普及啓発を、国等と連携・協力しながら進めていきます。

(監視・指導について)

本年度中は、国が主導して実施する改正食糧法に基づく用途限定米穀の横流れ防止にかかる調査と連携して、必要に応じ米トレサ法上の調査を実施していきます。

平成23年度は、それに加え、大手流通業者及びその流通ルートに当たる取扱量の多い事業者300程度を抽出して調査を実施し、主要な米穀流通ルートを把握していきたいと考えています。

○平成23年度当初予算額

- ・米トレーサビリティ法普及啓発緊急雇用創出事業費： 12,193千円
(平成22年度12月補正予算額5,994千円と合わせて18,187千円)
- ・食の安全・安心確保推進事業費（食品トレーサビリティ推進事業費）：
212千円